

我が国の文化政策

平成 23 年度



我が国の文化政策

●文化庁長官あいさつ

●文化庁シンボルマーク



重要無形文化財 彫漆

保持者 音丸耕堂

(本名 音丸芳雄 明治31年6月15日～平成9年9月8日)

彫漆布袋文手箱

昭和53年

縦23.9 横17.9 高14.0(cm)

昭和53年度工芸技術記録映画「彫漆—音丸耕堂のわざ—」対象作品

I 文化行政の基盤

1	文化庁の組織	1
2	文化芸術振興基本法と基本方針	2
3	文字・活字文化振興法	5
4	展覧会における美術品損害の補償に関する法律等	5
5	文化審議会	6
6	平成23年度文化庁予算の概要	7
7	芸術家等の顕彰	12
8	文化広報	13
9	企業等による芸術文化活動への支援	14

II 舞台芸術活動等の推進

1	舞台芸術の創造活動への新たな支援	16
2	芸術文化振興基金	17
3	世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	18
4	文化庁芸術祭の開催	19

III メディア芸術の振興

1	メディア芸術の振興	20
2	日本映画の振興	22

IV 子どもたちの文化芸術体験活動の推進

V 地域における文化の振興

1	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化	24
2	国民の芸術文化活動への参加の奨励	26
3	文化芸術活動等を支える人材の育成	28
4	優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業	29
5	文化芸術創造都市の推進	30
6	文化カプロジェクト	31

VI 文化財の保存と活用

1	文化財保護制度の概要	33
2	有形文化財	36
3	無形文化財	39
4	民俗文化財	40
5	記念物	41
6	文化的景観	42
7	伝統的建造物群保存地区	43
8	文化財保存技術	44
9	埋蔵文化財	44
10	歴史文化基本構想の推進	45
11	世界遺産	46
12	無形文化遺産の保護	47

VII 新しい時代に対応した著作権施策の展開

VIII 国語・日本語教育に関する施策の推進

1	国語施策の推進	50
2	外国人に対する日本語教育施策の推進	51

IX 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

1	文化庁の国際文化交流・協力の概要	52
2	国際文化交流の総合的な推進	55
3	芸術文化における国際交流・協力の推進	58
4	文化財分野における国際交流・協力の推進	60

X アイヌ文化の振興

XI 宗教法人制度と宗務行政

XII 美術館・歴史博物館の振興

1	我が国の美術館・歴史博物館の概要	66
2	美術館・歴史博物館への支援	66
3	登録美術品制度	68

XIII 国立文化施設等

は じ め に

文化庁長官
近藤 誠一



日本は戦後の荒廃から見事に立ち上がり、短期間で世界でも有数のリーダー国に成長しました。今の日本ほど、安全で、豊かで、清潔で、社会がよく組織されている国、そして人が優しい国はありません。いろいろなデータを見ても、日本は常にトップクラスの地位を占めています。また文化、建築、スポーツ、そして先端技術の分野において、世界で活躍している個人が続出しています。

しかし国民の皆さんは必ずしもそのように感じていません。OECD（経済協力開発機構）の中でも、自殺率は非常に高く、また幸福度の調査でも世界の中で極めて低い地位にあります。こうした客観的データと主観の間のギャップはどこから来るのでしょうか。戦後の日本は経済成長に偏り過ぎたため、価値観が物質的豊かさに偏り、また教育が画一的になりました。その結果、子供の頃から文化・芸術に接し、創造活動に携わって個人の多様な才能を伸ばし、それを通して感動や将来への夢、他人と協力して困難を乗り越える力を養う機会をもてなかったからだと思います。それだからこそ、経済が成熟し、創造的な産業によって付加価値をつくっていくべき段階に達したにも拘わらず、これまでの惰性による経済運営から抜けきれず、低成長や新興国の追い上げにばかり目が向いて、自信喪失や閉塞感を生み、それがさらに社会の活力にマイナスになるという悪循環に陥っているのです。

これからの日本の国づくりにおいては、このような悪循環から脱するための諸策をとる必要がありますが、その重要な柱のひとつとなるのが、上述の文化芸術がもつ力です。幸い日本には世界に通用する才能を持った芸術家が輩出され、幾世紀にわたって受け継がれてきた有形無形の文化財があります。これらを有効につなげることによって、国の力にすることが現在求められているのです。そのためには、国民自身が意識を変え、政府が明確な文化芸術振興政策をとることが必要です。

わが国にはすでに文化財保護法(1950年)、文化芸術振興基本法(2001年)という重要な法律があります。文化庁は、これらの法的枠組みを活用しつつ、文化芸術による我が国の新しい国づくりに向けて、各種審議会の専門家や国民の皆さんと手を携えて努力していきたいと思います。

この冊子は、こうした考えの下で文化庁が現在取り組みつつある政策を説明し、国を挙げてよりよい政策に向けた議論を喚起することを目的とするものです。皆様の忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。

文化庁シンボルマーク

わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件（応募者数221名）の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がりを表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等に表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永くご愛用いただけますよう、よろしくお願いいたします。



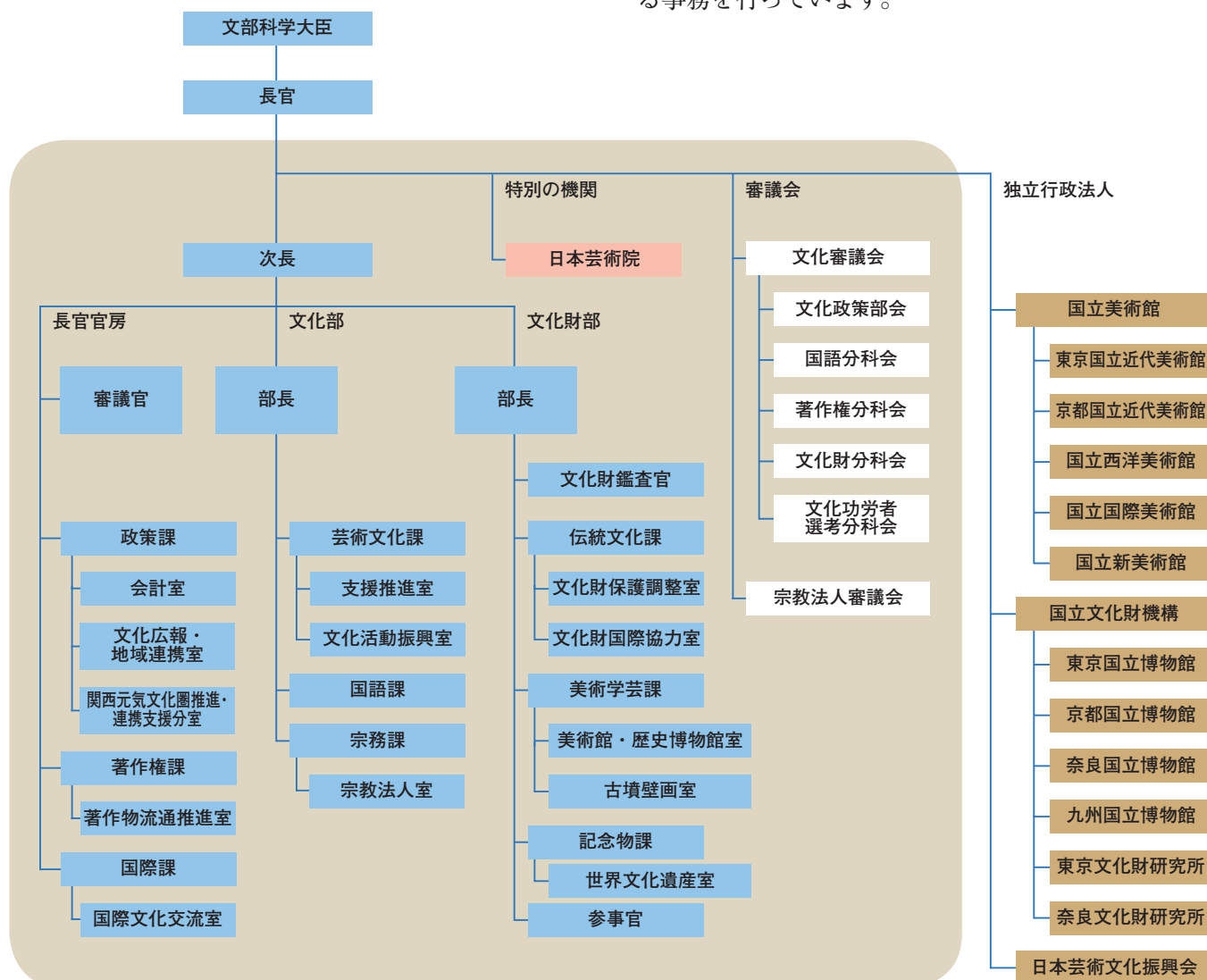


文化行政の基盤

1 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を併せて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。

◆文化庁の組織 (平成23年4月1日現在)



2 文化芸術振興基本法と基本方針

1. 文化芸術振興基本法

平成13年11月、文化芸術の振興のための基本的な法律として、議員立法による「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律の目的は、文化芸術に関する活動を行う

人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することです。

第一章 総則(第1条～第6条)

目的(第1条)

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念(第2条)

- ・芸術家等の自主性尊重
- ・芸術家等の創造性尊重
- ・国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護及び発展
- ・地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国際的な交流及び貢献の推進
- ・広く国民の意見の反映

国及び地方公共団体の責務(第3・4条)

国民の関心及び理解(第5条)

法制上の措置等(第6条)

第二章 基本方針(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策(第8条～第35条)

- ・文化芸術の各分野の振興
- ・地域における文化芸術の振興
- ・国際文化交流の推進
- ・人材の養成・確保
- ・国語・日本語教育の充実
- ・著作権等の保護・利用
- ・国民の鑑賞等の機会の充実
- ・学校教育における文化芸術活動の充実
- ・文化施設の充実
- ・情報通信技術の活用の推進
- ・民間の支援活動の活性化
- ・政策形成の民意の反映 等

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

文化庁では、これまで、第1次基本方針（平成14年12月閣議決定）、第2次基本方針（平成19年2月閣議決定）に基づき、文化芸術の振興に取り組んできました。

平成22年2月には、文化審議会に対して、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」

諮問がなされ、平成23年1月31日の文化審議会総会において「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について」答申が行われました。同年2月8日には、同答申を踏まえた第3次基本方針（対象期間：平成23年度から平成27年度までおおむね5年間）が閣議決定されたところです。

第3次基本方針の概要

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- ・文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく

上で不可欠なもの。何物にも代え難い心のよりどころ（誇りやアイデンティティを形成）であって、国民全体の社会的財産。

- ・文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- ・心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

2.文化芸術振興に当たっての基本的視点

(1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

- ・民間と行政の役割分担の見直し、地方分権の推進、民間による多様な取組の広がり。
- ・地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足。昨今の経済情勢や財政状況、指定管理者制度の導入等の影響により、文化芸術を支える基盤の脆弱化に危機感。
- ・グローバル化の進展に伴う、相互交流の促進と文化的アイデンティティ・多様性の問題。東アジアにおける交流深化への期待と我が国の国際的地位の相対的低下への懸念。
- ・情報通信技術の発展・普及に伴う、利便性の向上と新たな社会的課題の惹起。

(2)基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- ・「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移し、国民生活の質的向上を追求するためにも人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が必要。
- ・文化芸術は、その性質上、公的支援を必要とし、同時に社会的便益（外部性）を有する公共財であり、社会包摂の機能をもつ。
- ・文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す。
- ・成熟社会における成長分野として潜在力を喚起し、社会関係資本を増大する観点から、公共政策としての位置付けを明確化。
- ・文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要。

②文化芸術振興の波及力

- ・文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術の振興が必要。
- ・雇用増大・地域活性化を図る観点、我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、自国の強みを活かした施策の戦略的展開が必要。

③社会を挙げての文化芸術振興

- ・地方公共団体には、地域の実情を踏まえた特色ある文化芸術振興の主たる役割。
- ・民間による自発的支援は不可欠。「新しい公共」の担い手としても自立的活動に期待。
- ・国では、大局的観点から展望を示すこと、国力の増進と文化芸術活動の基盤・諸条件の整備が主要な役割。地方や民間の取組への支援、地域間格差の是正努力も必要。
- ・選択と集中の観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして重点化・効率化を図りつつ、法制・財政・税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要。
- ・個人、企業、民間団体、地方公共団体、国など各主体が、各々の役割を明確化しつつ相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1.六つの重点戦略

～「文化芸術立国」の実現を目指して～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に推進。

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等新たな支援の仕組みを導入
- ◆文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能などころから試行的取組を実施

- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援を充実
- ◆劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討
- ◆展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入
- ◆寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用促進のためのインセンティブ設計を通じ、民間による支援活動を促進、NPO等「新しい公共」による活動を支援
- ◆国立の美術館、博物館や劇場の機能充実、より柔軟・効果的な運営の仕組みを整備

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実、顕彰制度の拡充等、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実
- ◆文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実
- ◆無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実

重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆文化財の積極的な公開・活用により、国民が文化財に親しむ機会を充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用により、文化財保護の裾野を拡大
- ◆文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品・資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録の整備、積極的活用

重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

- ◆各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を地域振興、観光・産業振興等に活用
- ◆文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形

成を支援、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励

- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握、振興方策を検討

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

- ◆舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実
- ◆中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、特色ある国際文化交流の取組を戦略的に支援、メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実
- ◆文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実
- ◆海外の文化遺産保護等、文化財分野における国際協力を充実
- ◆東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流等、東アジアにおける国際文化交流を推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- (1) 横断的かつ総合的な施策の実施
- (2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興

- (1) 芸術の振興
- (2) メディア芸術の振興
- (3) 伝統芸能の継承及び発展
- (4) 芸能の振興
- (5) 生活文化、国民娯楽、出版物等の普及
- (6) 文化財等の保存及び活用

2. 地域における文化芸術振興

3. 国際交流等の推進

4. 芸術家等の養成及び確保等

5. 国語の正しい理解

6. 日本語教育の普及及び充実

7. 著作権等の保護及び利用

8. 国民の文化芸術活動の充実

- (1) 国民の鑑賞等の機会の充実
- (2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
- (3) 青少年の文化芸術活動の充実

- (4)学校教育における文化芸術活動の充実
- 9. 文化芸術拠点の充実等
 - (1)劇場、音楽堂等の充実
 - (2)美術館、博物館、図書館等の充実
 - (3)地域における文化芸術活動の場の充実
 - (4)公共の建物等の建築等に当たっての配慮
- 10. その他の基盤の整備等

- (1)情報通信技術の活用の推進
- (2)地方公共団体・民間の団体等への情報提供等
- (3)民間の支援活動の活性化等
- (4)関係機関等の連携等
- (5)顕彰
- (6)政策形成への民意の反映等

3 文字・活字文化振興法

平成17年7月に、議員立法として「文字・活字文化振興法」が成立、公布・施行されました。

これを受けて、文部科学省においては、図書館の充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいます。

同法では、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日が「文字・活字文化の日」とされています。

また、平成19年10月には、学校や地域における読

書活動の支援や地域社会の活字文化振興のための活動を行う(財)文字・活字文化推進機構が設立されました。さらに、平成20年3月には、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実を図る「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)が閣議決定されるとともに、同年6月には国会の両院において、2010年を「国民読書年」とする決議が採択され、国民読書年記念式典等の各種関連イベントが開催されました。

4 展覧会における美術品損害の補償に関する法律等

平成23年3月、海外の美術館等から借り受けた美術品に万一損害が発生した場合に、その損害を政府が補償する「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」が成立、同年6月に施行されました。

本法の成立の背景としては、近年、美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇のため、海外の優れた美術品を取り扱う大規模展覧会や地方巡回展の開催が困難になっているとともに、展覧会の規模の縮小や開催の断念が現実的な問題として顕在化してきたことがあります。

本法の成立によって、今後、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に

優れた展覧会が開催されるようになることが期待されます。

また、同年3月に、議員立法として、海外の美術品等に対する強制執行等を禁止する「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が成立、同年4月に公布されました。

本法の成立によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難だった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となり、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大が図られることが期待されます。

5 文化審議会

文化審議会では、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化

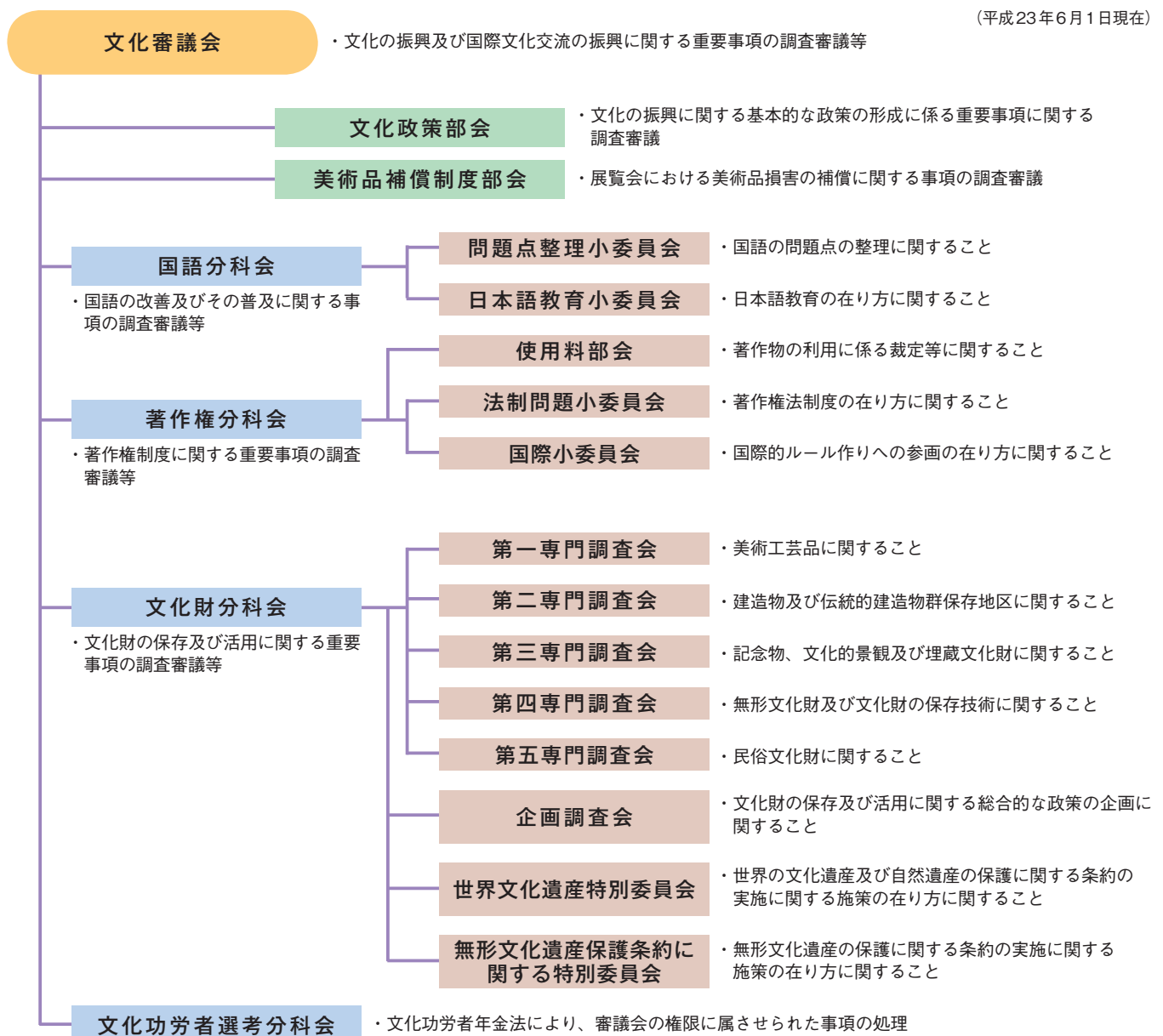
交流の振興に関する重要事項等について、幅広い観点から調査審議等を行います。

最近の
主な答申

- ・「敬語の指針」（平成19年2月）
- ・「改定常用漢字表」（平成22年6月）
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について」（平成23年1月）

◆文化審議会組織図

（平成23年6月1日現在）



6

平成23年度文化庁予算の概要

1. 新たな「文化芸術立国」の実現

◆総表

(単位:百万円)

区 分	前年度予算額 (当 初)	平成23年度 予 算 額	対前年度	
			増 減 額	伸 率
文化庁	102,024	103,127	1,103	1.1%
うち特別枠	0	13,320	13,320	—

◆主な内容

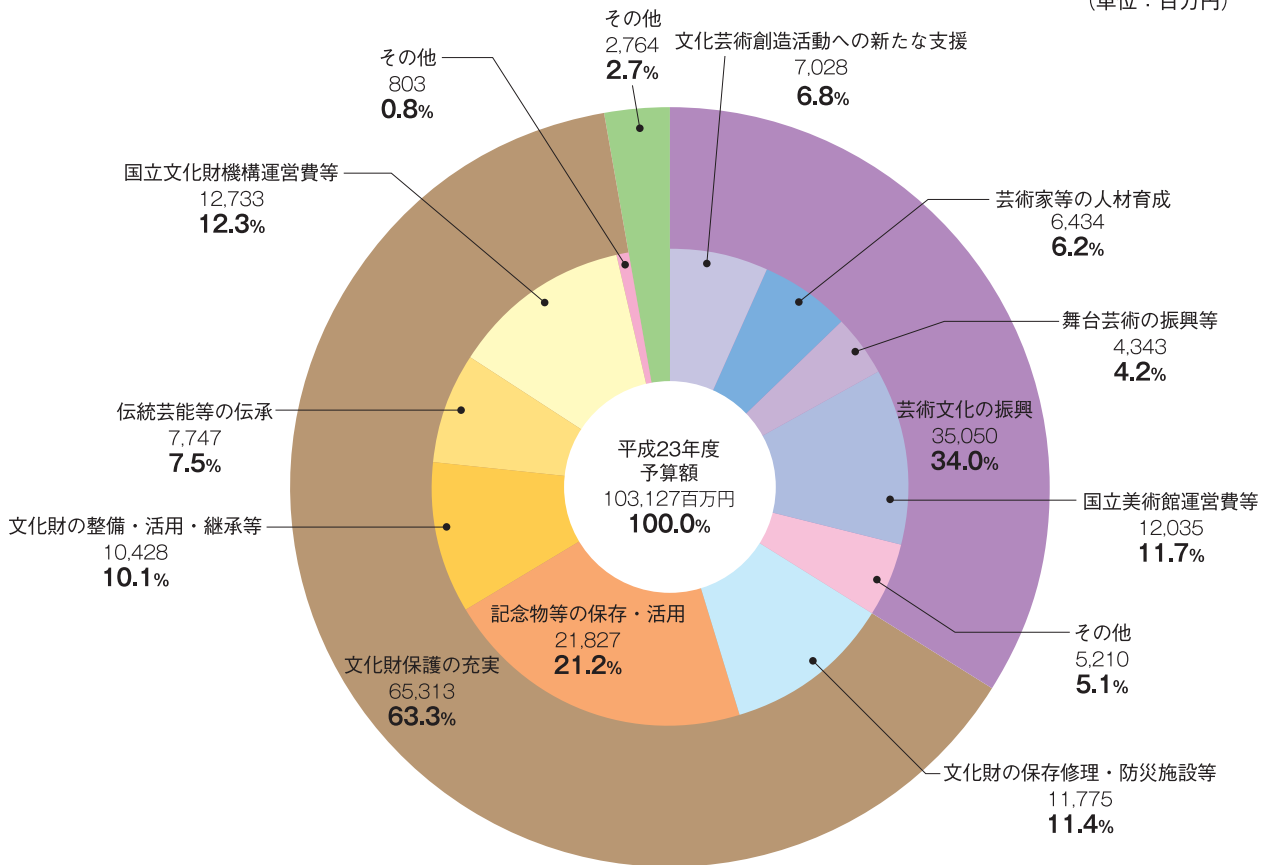
(単位:百万円)

主要事項	前年度予算額	平成23年度 予 算 額	比較増△減額
豊かな文化芸術の創造と人材育成	13,814	12,553	△ 1,261
○文化芸術創造活動への新たな支援	7,010	6,119	△ 892
○芸術家等の人材育成	6,804	6,434	△ 370
うち特別枠「文化芸術による次世代人材育成プロジェクト」	0	5,740	5,740
我が国のかけがえのない文化財の保存・活用・継承等	43,032	45,146	2,114
○文化財の保存修理・防災施設等の充実	10,755	11,775	1,020
○文化財の整備・活用・継承等の推進	32,277	33,371	1,094
うち特別枠「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」	0	7,068	7,068
我が国の優れた文化芸術の発信・国際文化交流の推進	41,267	41,140	△ 127
○優れた舞台芸術・メディア芸術等の戦略的発信	4,329	4,770	441
○文化財の国際協力の推進	412	394	△ 18
○外国人に対する日本語教育の推進	271	248	△ 23
○文化発信を支える基盤整備	36,255	35,728	△ 527
うち特別枠「クリエイティブ・ニッポン発信！プロジェクト」	0	512	512

(注) 計数はそれぞれ単位未満を原則四捨五入しているため、合致しないことがある。

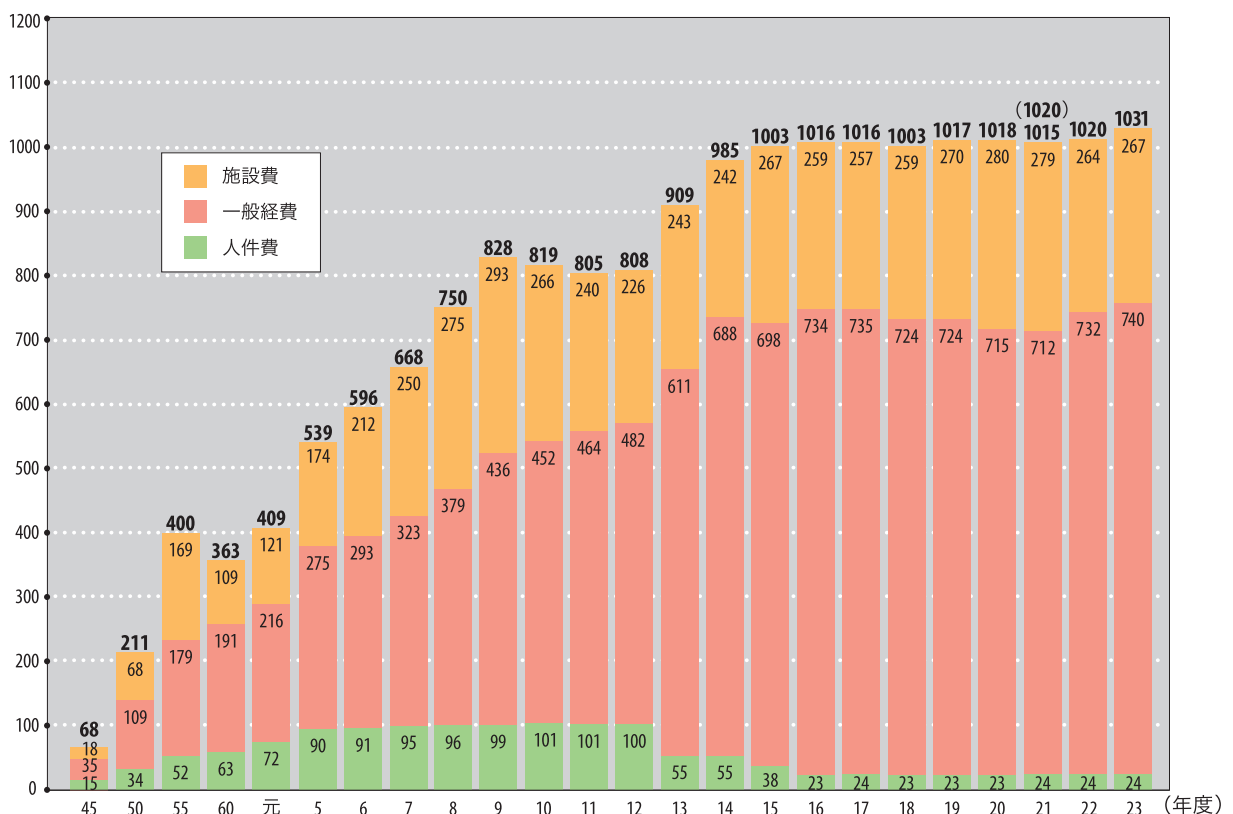
◆平成23年度文化庁予算額(分野別)

(単位：百万円)



◆文化庁予算の推移

(単位：億円)



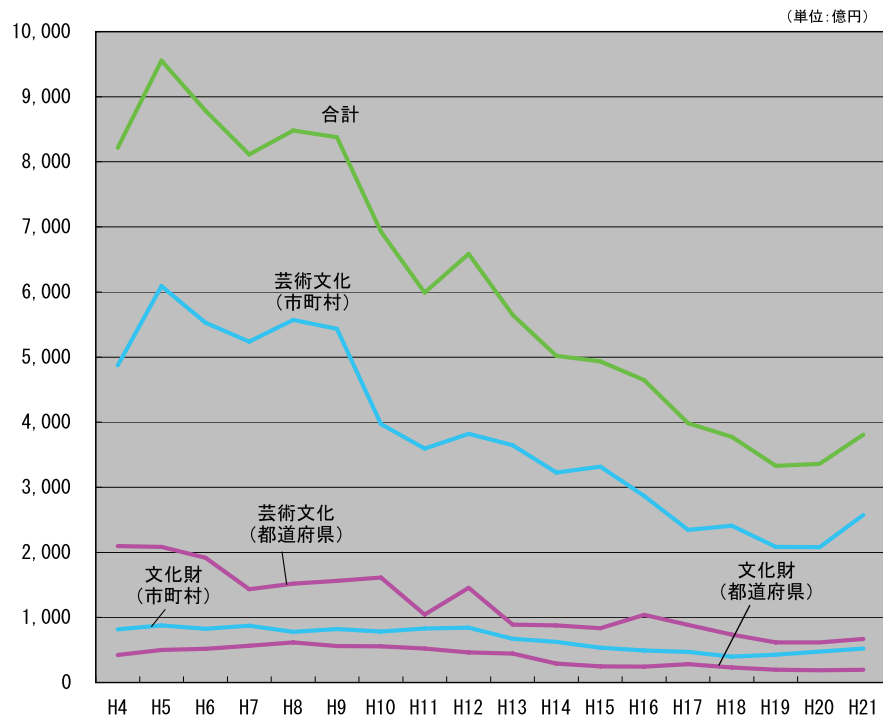
※21年度上段()書は、国立国語研究所移管分を含めた計数である。

2. 地方公共団体の文化関係経費の推移

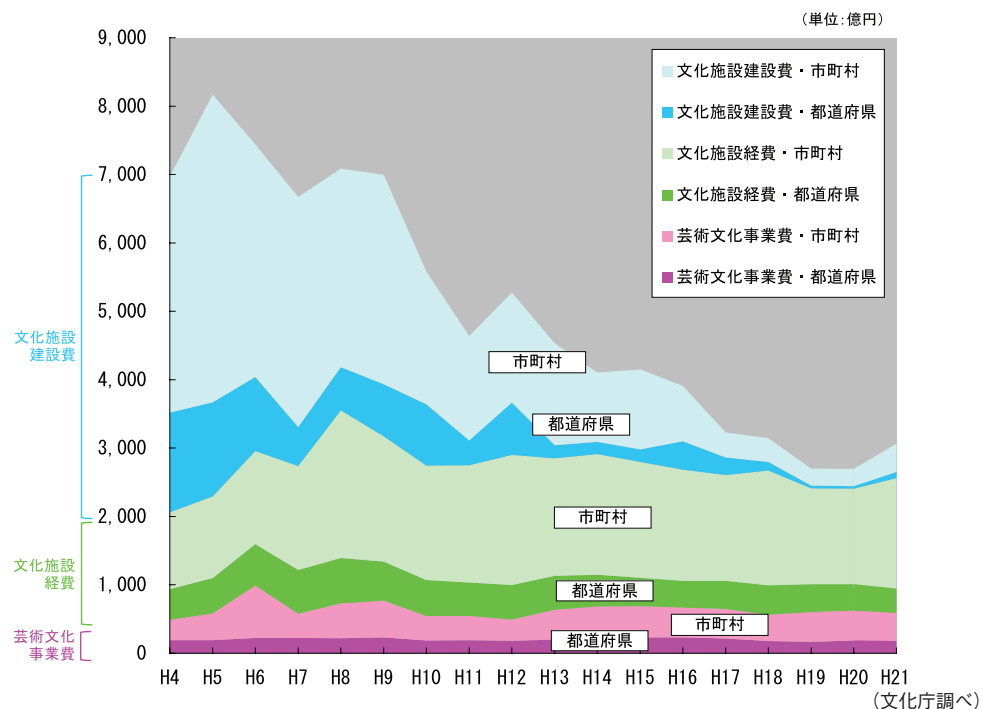
地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少傾向にあります(A)。その主な原因には、文化施設建設費の減少があります。一方、

芸術文化事業費は平成5年以降もほぼ横ばいとなっています(B)。

◆ A. 文化関係経費の推移



◆ B. 芸術文化経費の推移



3. 文化関係の税制

事項	措置内容	適用年度
税額控除対象法人に対する寄附	・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの	平成23年度～ (注1)
認定特定非営利活動法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
特定公益増進法人に対する寄附	【特例民法法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	昭和51年度～ (登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度～)
	【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	平成13年度～
指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	昭和62年度～
指定寄附金	【特例民法法人及び公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	昭和40年度～
	【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	平成13年度～
相続財産の寄附	【特例民法法人及び公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	昭和52年度～
	【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	平成13年度～
	【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	平成13年度～
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要文化財(動産または建物)の譲渡	非課税(所得税)
	・国、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財及び重要文化財に準ずる文化財の譲渡(平成24年12月31日まで)	1/2課税(所得税)
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除(所得税、損金算入(法人税))
重要文化財の相続・贈与	・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除(相続税・贈与税)
	・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税)
	・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	贈与財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税)
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ

地 方 税	事項	措置内容		適用年度
	重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）	非課税 （固定資産税・特別土地保有税・都市計画税）	昭和25年度～
		・登録有形文化財（家屋）	1/2 課税（固定資産税・都市計画税）	平成17年度～
		・登録有形民俗文化財（家屋）	1/2 課税（固定資産税・都市計画税）	平成17年度～
		・登録記念物（家屋及びその敷地）	1/2 課税（固定資産税・都市計画税）	平成17年度～
		・重要文化的景観を形成している家屋 （文部科学大臣が告示するもの）及びその敷地	1/2 課税（固定資産税・都市計画税）	平成17年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物である家屋（文部科学大臣が告示するもの）	非課税（固定資産税・都市計画税）	平成元年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減 （固定資産税・都市計画税）	平成12年度～
		・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演の ための施設（家屋及びその敷地）	1/2 課税 （不動産取得税・固定資産税・都市計画税）	平成23・24年 度 （注2）

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

注1：現在、国会において審議が行われている「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立をもって措置されるもの。

注2：現在、国会において審議が行われている「地方税法等の一部を改正する法律案」の成立をもって措置されるもの。

7 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容など	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と第一部(美術)、第二部(文芸)、第三部(音楽・演劇・舞踊)の各部からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術の11部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
文化庁長官表彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者及び国際的に活躍した者、地域の特色を生かした文化芸術の活動を行い、顕著な功績をあげている市区町村等について、文化庁長官が表彰。	平成元年度
文化庁映画賞	我が国映画の向上とその発展に資するため、優れた文化記録映画作品及び顕著な業績をあげた者について、文化庁長官が表彰。	平成15年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

文化庁においては、施策を国民にわかりやすく紹介し、様々な取組について理解を深めるとともに、文化芸術の担い手に対する各種の情報提供や、国民が広く文化を享受できる機会等について、広く周知

するための場の充実に努めています。このため、文化庁においては、ホームページをはじめ、様々な方法により、広報を行っています。

1. 文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/index.html>

文化庁のホームページを通じて各種施策に関する様々な情報提供を行っています。

ア.「報道発表」「行事・シンポジウム・公募日程」などのコーナーを設け、最新の施策やイベントを公開しています。

イ.「各種データベース」を設けて、最新の情報を公開しています。

◆国指定文化財等データベース

◆文化遺産オンライン

◆全国ロケーションデータベースシステム

◆著作権登録状況検索システム など

ウ.「文化庁月報」を毎月公開し、文化庁及び国立美術館・博物館・劇場における取組の情報や文化をめぐる様々な活動等を紹介しています。

エ.「子ども文化教室」を設けて、子ども向けに芸術文化や文化財に関する情報を提供しています。



2. 文部科学省情報ひろば

<http://www.bunka.go.jp/joho-hiroba/>

文部科学省は、「情報ひろば」を設け、多くの方に文部科学行政の今と昔を知っていただくために、様々な展示物を紹介しています。文化展示室では、重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）の作品や美術作品などを展示しています。



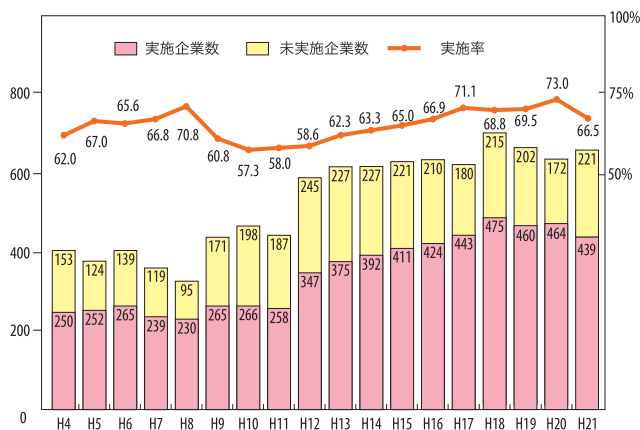
9 企業等による芸術文化活動への支援

1. 企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

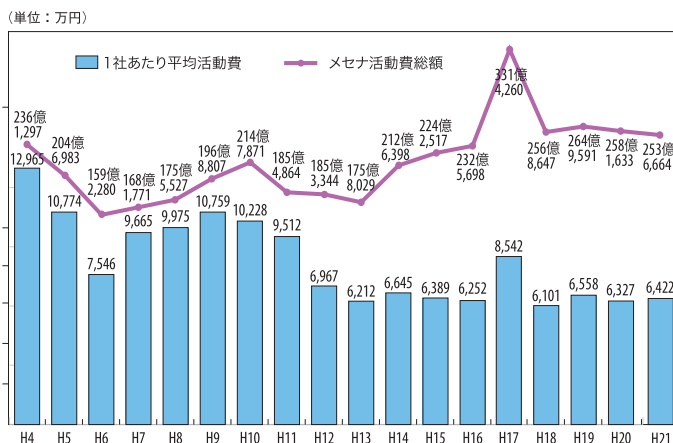
近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施した

り、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

◆企業メセナの実施状況



◆メセナ活動費の総額



※ 出典：企業メセナ協議会「メセナ活動実態調査」

2. (公社) 企業メセナ協議会

企業メセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

メセナ【mécénat】とは

芸術文化支援を意味するフランス語。古代ローマ皇帝アウグストゥスに仕えたマエケナス（Maecenas）が詩人や芸術家を手厚く庇護したことから、後世、その名をとって「芸術文化を庇護・支援すること」をメセナというようになった。

企業メセナ協議会のHPより

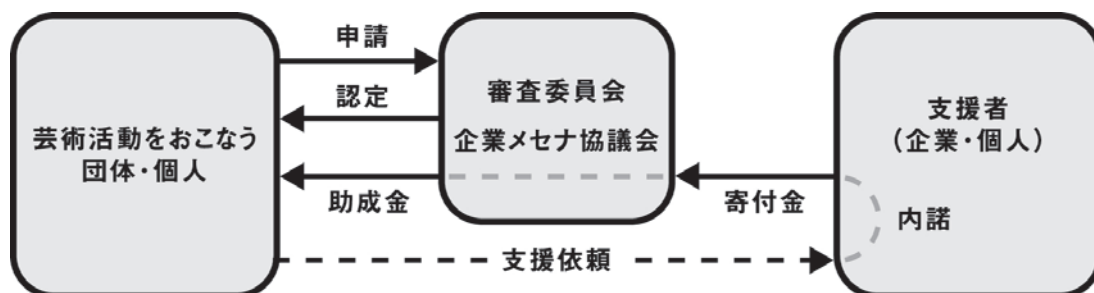
- ① 芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、
- ② 芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、
- ③ 芸術文化支援活動の調査・研究、④ 海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化活動への企業や個人からの寄附金に、損金算入や所得控除等の税制上の優遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を拡大しました。

さらに、内閣府より公益社団法人の認定を受け平成23年1月に、公益社団法人企業メセナ協議会と改称しました。

◆企業メセナ協議会の助成認定制度



※ 出典：公益社団法人 企業メセナ協議会「助成認定制度 ご利用の手引き」

【平成21年度実績】

180件の芸術文化活動を認定し、1,474件総額7億4,431万円の寄附が同協議会を通じて行われました。

※ 助成認定事業に関する問い合わせ先
公益社団法人企業メセナ協議会
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2
第一鉄鋼ビル1階
TEL 03-3213-3397

助成認定制度

地域の多様な文化芸術活動への寄附を促進するため、(公社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め、平成15年度より助成認定制度に関する相談窓口を全国に計60ヶ所(平成20年4月1日現在)設置しています。

分野

音楽、舞踊、演劇、美術、映画、メディア芸術、文学、芸能、生活芸術

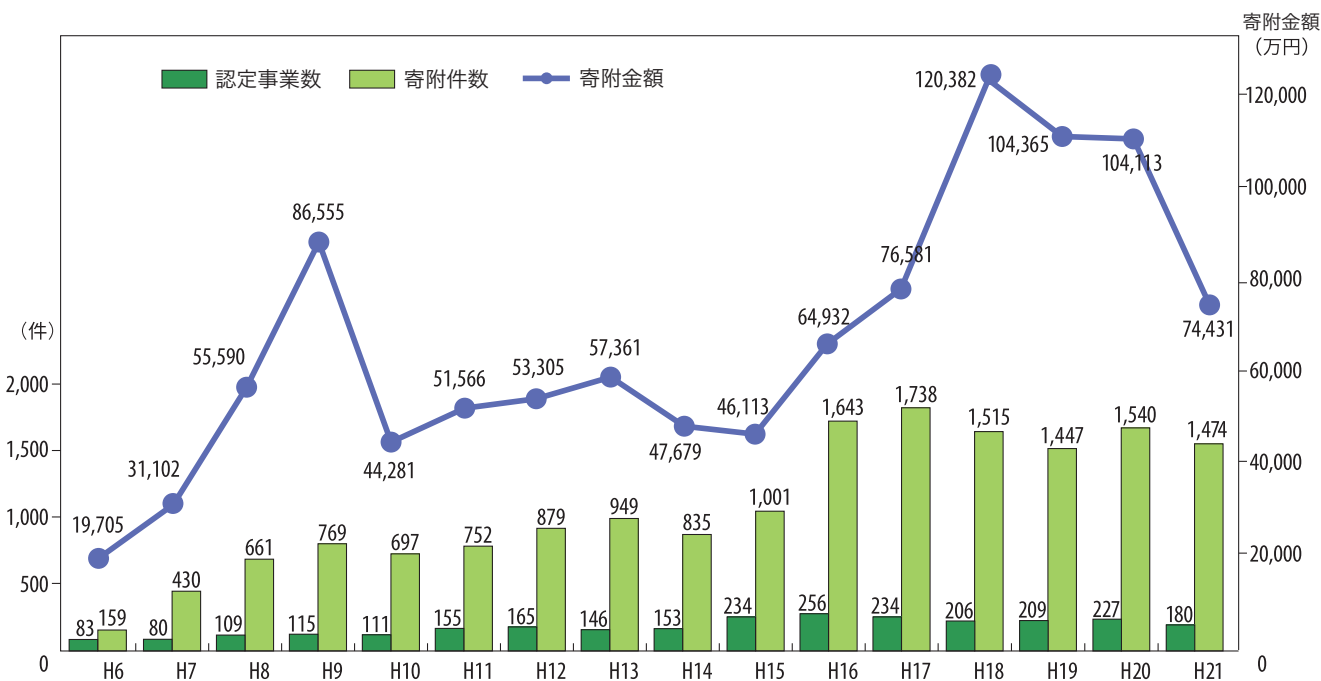
活動主体

- プロの文化芸術団体・個人
- アマチュアのうちプロ並の芸術活動を行う文化芸術
- 団体・個人、将来「プロ」となる素質を持つ個人

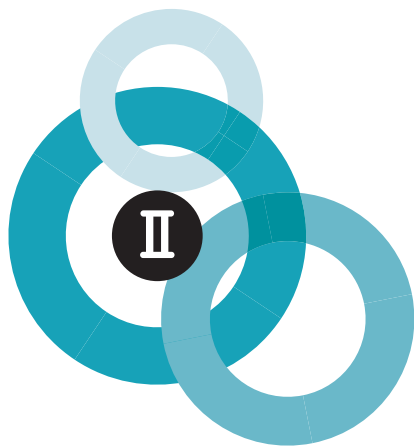
活動形態

- 公演、展示
- 公演、展示などを伴う顕彰事業、調査・研究、セミナー、ワークショップ 等

◆企業メセナ協議会における助成認定制度実績



※ 出典：公益社団法人 企業メセナ協議会



舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術の創造活動への新たな支援

文化庁では、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図るため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能など各分野のトップレベルの芸術創造活動に対して支援を行っています。

また、文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定）に沿って、平成23年度から、文化芸術活動に対する新たな支援を導入します。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（抜粋）

文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。

◆新たな支援の内容

- ①一定期間を見越し、安定した芸術創造活動を実施できるよう、1事業単位の支援を行うだけでなく、年間の優れた芸術創造活動を事業ごとに積み重ねた、年間事業支援の導入
- ②公演本番に必要な出演料、会場費等についてはチケット収入等の自己収入で賄い、支援は、脚本や演出、稽古等の公演以前の芸術創造活動に必要な費目に限定

平成22年度文化庁支援公演より



谷桃子バレエ団創立60周年記念公演「レ・ミゼラブル」
主催：有限会社 谷桃子バレエ団研究所



「瀕死の王様」
主催：株式会社 東京演劇集団 風

◆平成22年度助成対象分野別採択状況（単位：百万円）

助成対象分野	応募件数	採択件数	助成交付予定額
音楽	180	137	2,029
舞踊	67	56	478
演劇	249	179	956
伝統芸能	47	35	67
大衆芸能	25	21	115
計	568	428	3644

2 芸術文化振興基金

◆助成の対象となる活動

- 1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
 - (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
 - (2) 美術の展示、国内映画祭その他の活動
 - (3) 多分野にまたがる公演、展示その他の活動

- 2 地域の文化の振興を目的として行う活動
 - (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
 - (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し、活用する活動
 - (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し、活用する活動

- 3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
 - (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
 - (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に援助を行うことを目的として、平成2年3月に創設されました。

独立行政法人日本芸術文化振興会が、助成に関する事業を実施するとともに、約653億円（政府からの出資金約541億円、民間からの出せん金約112億円）の基金を運用しています。

なお、芸術文化の振興を図るために、寄付金を募り、その拡大に努めています。

◆平成 21 年度の助成金交付状況

(百万円)

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
・ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	1,238	338	843
・ 地域の文化の振興を目的として行う活動	328	194	252
・ 文化に関する団体が行う文化の振興または普及を図るための活動	269	129	110

芸術文化振興基金による平成2年度から平成21年度までの助成実績は、14,704件、約353億円となっています。

3 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、新進芸術家の海外研修や育成公演・研修などの事業をおこなっています。

制度	内容
新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度)	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(80日間)の4種類があり、平成22年度末までに2,944名を派遣。
次代の文化を創造する新進芸術家育成事業	新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともに、その基盤整備を行っている。



「DOMANI・明日展2010 未来を担う美術家たち」

◆新進芸術家海外研修制度のこれまでの主な派遣者の例

奥谷 博	(美術：洋画)	昭和42年度)
森下 洋子	(舞踊：バレエ)	昭和50年度)
絹谷 幸二	(美術：洋画)	昭和52年度)
佐藤 しのぶ	(音楽：声楽)	昭和59年度)
野田 秀樹	(演劇：演出)	平成4年度)
諏訪内 晶子	(音楽：器楽)	平成6年度)
野村 萬斎	(演劇：狂言師)	平成6年度)
崔 洋一	(映画：監督)	平成8年度)
鴻上 尚史	(演劇：演出)	平成9年度)
長塚 圭史	(演劇：演出・劇作・俳優)	平成20年度)

◆平成22年度 新進芸術家海外研修制度研修員（分野別内訳）

	1年派遣	2年派遣	3年派遣	特別派遣	15歳以上 18歳未満の部
美術	27	5	1	5	—
音楽	21	3	1	6	1
舞踊	9	—	—	2	—
演劇・舞台美術等	8	1	—	1	—
映画・メディア芸術	5	—	—	—	—
計	70	9	2	14	1

平成22年度（第65回）文化庁芸術祭



平成22年度文化庁芸術祭祝典
アジアを結ぶ獅子たち—権現の来た道



バレエ「ペンギン・カフェ」（撮影：鹿摩隆司）

文化庁芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

平成22年度においては、引き続き関東、関西での主催公演をはじめとする事業を展開しました。

また、演劇・音楽・舞踊・大衆芸能の4部門の参加公演及びテレビ・ドラマ、テレビ・ドキュメンタリー、ラジオ、レコードの4部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して文化庁芸術祭大賞、優秀賞及び新人賞が贈られました。

文化庁芸術祭祝典には、国際音楽の日記念として「アジアを結ぶ獅子たち—権現の来た道」を実施し、芸術祭の開幕を華々しく飾りました。また、主催公演としてオペラ、バレエ、演劇、音楽、能楽、文楽、歌舞伎など、多彩な公演を実施しました。

◆平成22年度（第65回）文化庁芸術祭

		公演名
主 催 公 演	祝典	アジアを結ぶ獅子たち —権現の来た道
	オペラ	オペラ「アラベッラ」
	バレエ	バレエ「ペンギン・カフェ」 同時上演「シンフォニー・イン・C」／「火の鳥」
	演劇	演劇「やけたトタン屋根の上の猫」
	音楽	アジア オーケストラ ウィーク 2010
	能楽	国立能楽堂11月特別公演
	文楽	国立文楽劇場「錦秋文楽公演」
	邦舞	国立文楽劇場10月東西名流舞踊鑑賞会
	アジア・太平洋地域芸能	国立劇場おきなわ10月企画公演
	歌舞伎	国立劇場10月歌舞伎公演
参加公演		演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計157公演 テレビ・ドラマ、テレビ・ドキュメンタリー、ラジオ、レコード 計109作品
協賛公演		演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計25公演



メディア芸術の振興

アニメ、マンガ、ゲーム等のメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外からも注目され、我が国への理解や関心を高めています。また、文化振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興、国

際文化交流の推進の面でも大きな意味を持っています。そのため、メディア芸術のより一層の振興を図る観点から、「ソフト」と「ヒューマン」を重視した、以下のような事業を実施しています。

1 メディア芸術の振興

1. メディア芸術の創造・発信（ソフト支援）

文化庁では、優れたメディア芸術作品を顕彰し、発表の場と鑑賞の機会を提供するため、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を実施しています。

平成22年度は、2,645作品の応募があり、その内694作品は海外48の国と地域からの応募でした。

「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品、奨励賞1作品を、またメディア芸術の振興に寄与した方に功労賞を贈呈しました。

アート部門大賞

「Cycloid-E」

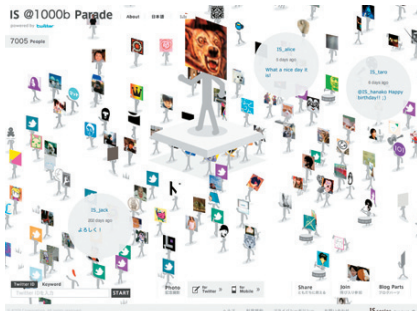
作者：Michel DÉCOSTERD/
André DÉCOSTERD
(Cod.Act)
©Cod.Act



エンターテインメント部門大賞

「IS Parade」

作者：林 智彦 / 千房 けん輔
/ 小山 智彦
©KDDI 株式会社



アニメーション部門大賞

「四畳半神話大系」
作者：湯浅 政明
©四畳半主義者の会



マンガ部門大賞

「ヒストリエ」
作者：岩明 均
©岩明 均 / 講談社

受賞作品展は毎年2月に東京・六本木の国立新美術館で開催し、多くの方々に来場いただき、最新のメディア芸術作品に触れていただいています。

受賞作品展以外にも、前年度及び過去の受賞作品を中心に、「メディア芸術祭海外展」「メディア芸術祭地方展」などの実施により、国内外へ優れたメデ

第14回文化庁メディア芸術祭の様子



ア芸術作品を発信しています。また、メディア芸術が多方面への活用基盤となるようデジタルアーカイブを進めたり、関連施設などの連携と協力を推進することで拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築します。

文化庁メディア芸術祭京都展の様子



2. メディア芸術の人材育成（ヒューマン支援）

我が国のメディア芸術を支える優れた若手クリエイターやアニメーターを育成するための支援策を実

施し、この分野の人材育成を推進します。

メディア芸術の振興

ソフト支援 (発信、展示、 情報収集、 創作活動 の促進等)	文化庁メディア芸術祭	・メディア芸術の総合的祭典として、優れた作品の顕彰、入賞作品の展示等を実施。 ・地方展、国内巡回展を実施。
	メディア芸術プラザ	・メディア芸術祭関連情報や入賞作品、最新情報をウェブ上で提供。
	メディア芸術海外展	・海外にて我が国のメディア芸術を紹介するために、海外展を実施。 ・優秀作品を海外メディア関連芸術祭に出品。
	アニメーション映画の製作支援	・優れたアニメーション映画製作費の一部を補助。
	世界メディア芸術コンベンション	・世界のメディア芸術関係者等によるコンベンションを開催。
	メディア芸術部門会議	・各分野ごとのクリエイターによる連携・協力を推進する会議を開催。
	メディア芸術デジタルアーカイブ	・メディア芸術祭受賞作品や、散逸・劣化の危険性が高い作品などのデジタルアーカイブを実施
	メディア芸術情報拠点・コンソーシアム 構築事業	・メディア芸術に関する情報収集・発信や関連の文化施設、大学等の連携・協力の拠点機能を果たす 情報拠点・コンソーシアムを構築。
ヒューマン 支援 (人材育成)	メディア芸術クリエイター育成支援事業	・若手クリエイター等が行う創作活動、国内各地の施設が行うワークショップ・公開講座・調査研究 等に関する事業を支援。
	若手アニメーター等人材育成事業	・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を組み込 んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。
	海外メディア芸術クリエイター招へい事業	・海外の優秀な若手クリエイターを招へいし、研修・研究の機会を提供。

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の1つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。

文化庁では、平成15年4月の「映画振興に関する

懇談会」で、「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～（提言）」を取りまとめました。これを受け、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③我が国の映画フィルムの保存・継承、を柱とする日本映画の振興施策を推進しています。

日本映画の振興

日本映画の創造・交流・発信	映画製作への支援	・我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となる優れた映画製作に対して支援を行う。
	ロケーションに係るデータベースの運営	・日本全国のロケーション（野外撮影）に関する情報を一元化したデータベースを運営し、魅力ある撮影場所を国内外へ発信し、我が国における撮影の促進を図る。
	文化映画賞	・文化記録映画部門受賞作品及び映画功労部門における受賞者を決定し、贈賞式、上映会を開催する。
	海外映画祭への出品等支援	・優れた日本映画を世界に発信するため、日本映画の海外映画祭への出品等を支援する。
	全国映画会議	・映画に関する多様な意見や課題等に関する会議等を行い、様々な映画関係者や団体が交流・発信できる機会を提供する。
	アジアにおける日本映画特集上映事業	・アジア地域において日本映画の特集上映を実施し、日本文化への理解と上映機会の増加を促進する。
	「日本映画情報システム」の整備	・国内外への日本映画の紹介や多様な作品の上映を可能とするため、映画情報のデータベースを整備する。
若手映画作家等の育成	短編映画作品支援による若手映画作家等の育成	・映画製作のワークショップや、実際の短編映画作品の製作を通して、将来を担う優れた若手映画作家を育成する。
	映画関係団体等の人材育成事業の支援	・映画製作の各過程を担う専門性の高い人材を育成するため、製作現場における学生の実習（インターンシップ）受入を支援する。
我が国の映画フィルムの保存・継承	フィルムセンター機能充実経費	・我が国の貴重な映画フィルムの保存・継承を行う。

また、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体です。文化庁では、日本映

画に関する情報提供として、データベースの整備も進めています。



短編映画作品製作による若手映画作家育成事業
(製作実地研修の様子)



全国ロケーションデータベース
<http://www.jldb.bunka.go.jp/>



日本映画情報システム
<http://www.japanese-cinema-db.jp/>



子どもたちの文化芸術 体験活動の推進

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の

文化を継承、発展させる環境の充実を図るために「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を実施しています。

次代を担う子どもの文化芸術体験事業

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体による実演指導、ワークショップやこれらの団体との共演に参加し、優れた舞台芸術に身近に触れる機会を提供しています。

「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」では、右のような事業を行っています。

小・中学校の体育館で実施する事業

(1) 芸術団体による巡回公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施
公演種目：合唱、オーケストラ、音楽劇、演劇、児童劇、ミュージカル、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽・邦舞、バレエ、現代舞踊、演芸 等

(2) 芸術文化団体によるワークショップ

公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施

(3) 芸術家個人・小グループの学校への派遣

講話・実技披露・実技指導を実施



巡回公演事業（和太鼓公演）



巡回公演事業（オペラ公演）



派遣事業（彫塑の実技指導）



地域における文化の振興

1 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化

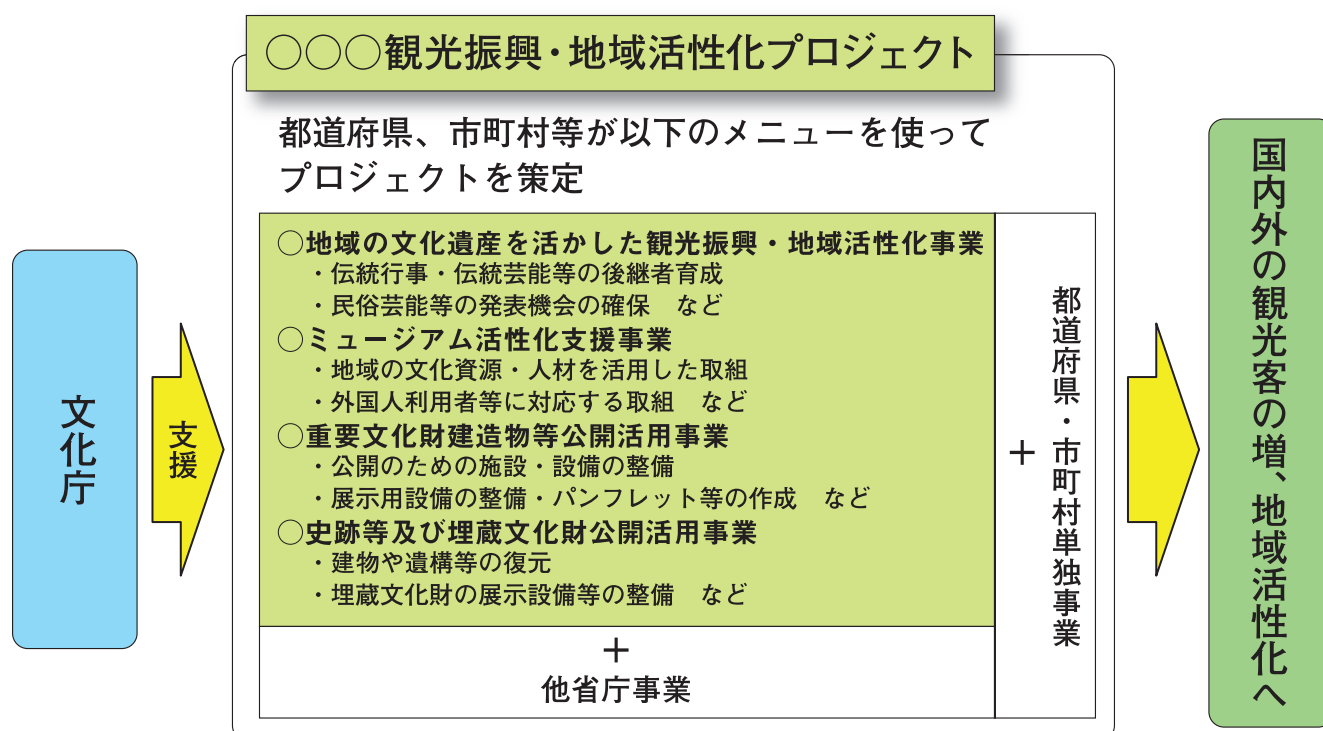
近年、日本各地の「たから」である多様で豊かな文化遺産について、その適切な保存・継承の必要性とともに、地域の活性化や観光振興に資する文化遺産の役割が認識され、その積極的な活用が期待されています。

また、平成22年6月に閣議決定された『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』において、「我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である。」とされています。

このようなことから、日本各地の「たから」である多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、重要文化財建造物等の公開活用や史跡等の復元・公開など、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化を推進する「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を平成23年度から実施します。

この事業は、都道府県・市町村等が地域の実情を踏まえて策定した、地域の文化遺産を活用した観光振興・地域活性化の総合的な計画に盛り込まれた伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、地域の美術館・博物館の活動、重要文化財建造物等の公開活用や、史跡等の復元・公開など様々な事業をソフト・ハード一体として支援するものです。支援する事業は次のとおりです。

◆事業のイメージ



1. 地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

地域に古くから伝わる祭礼行事や伝統芸能など、地域の「たから」である多様で豊かな文化遺産を対象に、文化遺産の総合的な情報発信、普及啓発、後継者養成、体験事業、祭礼行事に使用する用具の修理、記録作成や調査研究など、文化遺産の保存・継承等への支援により、地域の観光振興・地域活性化を図ります。

2. ミュージアム活性化支援事業

全国の美術館・歴史博物館を中心とした取組を対象に、館の所蔵資料を活用した地域の魅力発信、地域その他機関との連携、高齢者や幼児等の利用者層の拡大、海外の館との国際交流等への支援により、地域の観光振興・地域活性化を図ります。

＜詳細についてはP.66を参照＞

3. 重要文化財建造物等公開活用事業

重要文化財建造物、登録有形文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区の建造物を対象に、一般の方に公開するために必要な表示板、照明、空調等の展示設備、トイレ、休憩所等の利用者向け施設、来館者の受付等管理用施設の整備等への支援により、地域の観光振興・地域活性化を図ります。

4. 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業

史跡、名勝及び天然記念物や埋蔵文化財を対象に、史跡の全体像が認識できる復元や往事の姿をしのばせる建造物の復元整備、史跡等の公開に必要な案内板等の設備整備、埋蔵文化財を理解するための体験学習会の開催等への支援により、地域の観光振興・地域活性化を図ります。

2 国民の芸術文化活動への参加の奨励

1. 国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展に寄与することを目的として、開催される文化の祭典です。

なお、第26回となる今年度は京都府で開催します。



国民文化祭シンボルマーク
(福田繁雄・作)

◆国民文化祭 開催都道府県及び開催予定府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S61)	東京	11回(H8)	富山	21回(H18)	山口
2回(S62)	熊本	12回(H9)	香川	22回(H19)	徳島
3回(S63)	兵庫	13回(H10)	大分	23回(H20)	茨城
4回(H1)	埼玉	14回(H11)	岐阜	24回(H21)	静岡
5回(H2)	愛媛	15回(H12)	広島	25回(H22)	岡山
6回(H3)	千葉	16回(H13)	群馬	26回(H23)	京都
7回(H4)	石川	17回(H14)	鳥取	27回(H24)	徳島
8回(H5)	岩手	18回(H15)	山形	28回(H25)	山梨
9回(H6)	三重	19回(H16)	福岡	29回(H26)	秋田
10回(H7)	栃木	20回(H17)	福井		

◆主な内容

主催事業 文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。

総合文化フェスティバル

アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど。

シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。

分野別フェスティバル

民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など。

協賛事業

国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など。



第25回 国民文化祭・おかやま2010
閉会式・フィナーレ



京都国文祭PR隊長 まゆまる

ほっしん
こころを整える～文化発心

国民文化祭・京都 2011

大会期間：平成23年10月29日(土)～11月6日(日)

【都大路オープニングパレード】

平成23年10月29日(土) 京都市内(御池通り)

【開会式・オープニングフェスティバル】

平成23年10月29日(土) 国立京都国際会館(京都市)

このほか、「こころを整える」リレーシンポジウム等、京都府内各地で約70のイベントを開催!

2. 全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、高校生の芸術文化活動の向上充実と相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から開催している我が国最大規模の高校生の文化の祭典です。

大会の出場者が日頃の活動の成果を競い合い、交流を深める一方、大会の企画・運営にも高校生が中心的な役割を担うなど、高校生ならではの柔軟な発想を生かした大会となっています。

◆主な内容

総合開会式	式典、開催県発表など
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレード
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等。

◆全国高等学校総合文化祭 開催都道府県及び開催予定府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	21回(H9)	奈良
2回(S53)	兵庫	22回(H10)	鳥取
3回(S54)	大分	23回(H11)	山形
4回(S55)	石川	24回(H12)	静岡
5回(S56)	秋田	25回(H13)	福岡
6回(S57)	栃木	26回(H14)	神奈川
7回(S58)	山口	27回(H15)	福井
8回(S59)	岐阜	28回(H16)	徳島
9回(S60)	岩手	29回(H17)	青森
10回(S61)	大阪	30回(H18)	京都
11回(S62)	愛知	31回(H19)	島根
12回(S63)	熊本	32回(H20)	群馬
13回(H1)	岡山	33回(H21)	三重
14回(H2)	山梨	34回(H22)	宮崎
15回(H3)	香川	35回(H23)	福島
16回(H4)	沖縄	36回(H24)	富山
17回(H5)	埼玉	37回(H25)	長崎
18回(H6)	愛媛	38回(H26)	茨城
19回(H7)	新潟	39回(H27)	滋賀
20回(H8)	北海道		

平成22年度 第34回全国高等学校総合文化祭宮崎大会



口蹄疫の被害にみまわれた宮崎県を勇気づけた合唱



郷土芸能部門の様子

3 文化芸術活動等を支える人材の育成

劇場・音楽堂等の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財の保護に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国劇場・音楽堂等 アートマネジメント研修会	文化庁他	3日間	全国の劇場・音楽堂等の施設 経営者及び管理運営担当の中 堅職員等	劇場・音楽堂等の円滑な管理 運営に必要なアートマネジメ ントに関する研修
ブロック別劇場・音楽堂等 アートマネジメント研修会	文化庁他	2～3日間	各ブロックの劇場・音楽堂等 に勤務し、管理運営を担当す る若手職員等	公演の企画・運営等アートマ ネジメントに関する基礎的研 修
全国劇場・音楽堂等 技術職員研修会	文化庁他	3日間	全国の劇場・音楽堂等に勤務 する舞台技術担当の中堅職員 等	照明、音響、舞台機構等舞台 の、統括管理に必要な専門的 知識・技術の習得に関する研 修
ブロック別劇場・音楽堂等 技術職員研修会	文化庁他	2～3日間	各ブロックの劇場・音楽堂等 に勤務し、舞台技術を担当す る若手職員等	照明、音響、舞台機構等舞台 技術に関する基礎的研修
歴史民俗資料館等 専門職員研修会	文化庁・大学共同利用機関法 人人間文化研究機構国立歴史 民俗博物館	5日間×2ヶ年	歴史民俗資料館・博物館等の 専門職員で実務経験5年未満 の者 50名程度	歴史資料、民俗資料、考古資 料等の調査、収集、保存、公 開等に関する必要な専門的知 識、技能の研修
指定文化財（美術工芸品） 企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2ヶ年	指定文化財（美術工芸品）を公 開する博物館等の学芸担当者 50名程度	指定文化財（美術工芸品）の 保存・公開に関わる専門的知 識、技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研修	（独）国立文化財機構東京文化 財研究所	2週間	国公立博物館、美術館等の 学芸員で保存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な 知識及び技術についての講義 ・実習
ミュージアム・マネジメン ト研修	文化庁	5日間程度	全国の美術館・歴史博物館の 管理職、地方公共団体の文化 担当職員等 50名程度	美術館・歴史博物館の企画運 営に必要な能力に関する研修
ミュージアム・エドゥケー ター研修	文化庁	5日間程度	全国の美術館・歴史博物館の 学芸員等 50名程度	美術館・歴史博物館の教育普 及担当者に必要な能力に関す る研修
埋蔵文化財担当者研修	（独）国立文化財機構奈良文化 財研究所	研修・課程ごとに それぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担 当職員等 計170名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要 な一般及び専門知識と技術に 関する研修
文化財行政講座	文化庁	3日間	地方公共団体等の文化財行政 担当職員等で、経験年数3年 未満の者 100名程度	文化財行政の遂行に必要な基 礎的事項及び実務上の課題に 関する研修
伝統的建造物群 保護行政研修会 （基礎コース・実践コース）	文化庁	各3日間	地方公共団体等において伝統 的建造物群の保護行政に携わ る者等（実践コースは、伝統 的建造物群保存地区制度をす でに導入している地方公共団 体等で実務経験を有する者） 各50名程度	伝統的建造物群保存地区に係 る職務遂行に必要な基礎的事 項に関する研修（実践コース は、伝統的建造物群の保存に かかる諸問題に的確に対応す るために必要な専門的事項に 関する研修）

劇場・音楽堂等の文化施設が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成、劇場・

音楽堂スタッフの人材交流等を支援し、地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実を図るとともに、我が国の文化芸術の水準の向上を図ります。

1. 重点支援劇場・音楽堂

我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となる劇場・音楽堂の自主企画制作公演、教育普及事業、

人材育成事業に対して支援します。

2. 地域の中核劇場・音楽堂

都道府県内における舞台芸術の振興を牽引するリーダー的役割を担う劇場・音楽堂が地域住民とと

もに取り組む舞台芸術に関する公演、教育普及事業、人材育成事業に対して支援します。

3. 共同制作公演

複数の劇場・音楽堂が複数の芸術団体（国内に限る）と共同で行う現代舞台芸術（音楽、舞踊、演劇）の

新たな創造活動による公演に対して支援します。

4. 劇場・音楽堂等文化施設活性化支援

劇場・音楽堂等が事業を行うために必要な各種情報の提供及び職員の資質向上のための研修等を実施しています。

1. 芸術文化情報提供事業

○劇場・音楽堂等の活性化に資する各種情報の提供、劇場・音楽堂等の取組に関する情報の発信及びアートマネジメントに関する情報の整備。

○専門家による劇場・音楽堂等の事業運営等に関する指導助言。

2. アートマネジメント研修

劇場・音楽堂等の職員や地方自治体の文化振興担当者、大学でアートマネジメントを学んでいる学生等を対象とした劇場運営等のアートマネジメントに関する研修の実施。

3. 技術職員研修

劇場・音楽堂等の技術職員を対象とした舞台芸術に必要な知識、技術に関する研修の実施。

5 文化芸術創造都市の推進

近年、文化芸術創造都市として美しい景観やその自治体固有の文化的環境を活かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちの賑わいに結びつけることを目指す自治体が増えてきました。文化庁では、このように都市政策の中心に文化政策を据える自治体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました。

また、文化芸術創造都市に取り組む自治体を支援

できるよう、国内外の情報収集・提供及び研修の実施等を通じ、国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組むとともに、文化芸術の持つ創造性を産業振興や地域活性化の取組等に領域横断的に活用し、自治体、市民団体、地域の民間企業などが協働して、地域課題の解決に取り組む先駆的な取組を支援しています。

◆文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)受賞都市一覧

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)	水戸市(茨城県)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)	仙台市(宮城県)	十日町市・津南町(新潟県)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)	南砺市(富山県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)	木曽町(長野県)
			神戸市(兵庫県)



水戸芸術館



田島征三「鉢&田島征三・絵本と木の実の美術館」



スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド



地元の住民と触れ合いながらみんなで作り上げていく木曽音楽祭の様子



神戸ビエンナーレ2009における神戸らしい港の資源を活かした「神戸港・海上アート展」の作品

文化には、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力があります。

文化庁では、各地域の「文化力」を盛り上げ、社会全体を元気にしていくためのプロジェクトを、各地域の関係者と協働して推進しています。これらの取組は、地域の人と人、人と文化をつなぎ、さらには観光や経済活動にも大きな刺激を与え、社会を活性

化させるものとして高い注目を集めています。それぞれのプロジェクトにおいて、「文化力」ロゴマークやホームページを活用した広報活動など、「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しており、現在、次の7つ(地域別4つ、テーマ別3つ)のプロジェクトが展開されています。

1. 関西元気文化圏

関西から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にすることをねらいとして、平成15年8月から関西元気文化圏推進協議会を中心に、文化団体や企業、自治体、文化庁など多様な主体が、文化活動の展開を通じた文化圏の一体化、活性化の推進に取り組んでいます。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/kansai/>



2. 丸の内元気文化プロジェクト

丸の内地区で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことをねらいとして、平成16年5月から各団体や企業等が行う文化活動やイベントに対して、共通の広報媒体を用いた広報活動を行うなど、丸の内地区が文化的な街であることを印象づける取組を行っています。

<http://www.marunouchi.com/bunka/>



3. 九州・沖縄から文化力プロジェクト

九州・沖縄・山口から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成18年9月から九州・沖縄文化力推進会議を中心に、各地域で継承・蓄積されている魅力あふれる文化を再認識し、文化活動の充実とその発信を通じた地域の一体化・活性化を図る取組を行っています。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/kyusyu/>



4. 霞が関から文化力プロジェクト

霞が関から、文化がもたらす豊かさなどをアピールし、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成20年3月に開始したプロジェクト。

保存・復元された旧文部省庁舎の1階にある文部科学省情報ひろば「ラウンジ」や、霞が関コモンゲート内の様々な場所を舞台に、多様な文化活動を開催しています。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku_project/kasumigaseki/



5. 修理現場から文化力プロジェクト

国宝・重要文化財などの文化財建造物の保存修理事業の修理現場公開事業や保存修理に関する普及・広報活動を行うことで、文化財建造物が、各地域の「文化力」を盛り上げ、地域振興の核となることをねらいとして、平成19年6月からロゴマークを活用した取組を行っています。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bunkaryoku/>



6. 市民から文化力プロジェクト

アート NPO や文化ボランティアなどの「市民による文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするような活動」が、各地域及び日本の文化を支えていることを広く PR し、全国各地域での活動を一層盛り上げていくことをねらいとして、平成20年2月からホームページで情報を発信しています。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/shimin/>



7. 発掘現場から文化力プロジェクト

国民や地域住民に埋蔵文化財や発掘調査に対する正しい理解と協力を促すとともに、埋蔵文化財に関わる様々な人々の活動を盛り上げていくことをねらいとして、平成21年5月から埋蔵文化財の発掘調査や、その成果を公開する事業において、ロゴマークを活用した広報活動を行っています。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hakkutsu/index.html>





文化財の保存と活用

1 文化財保護制度の概要

1. 概要（『国指定文化財等件数一覧』等）

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくってはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

◆国指定文化財等件数一覧

平成23年4月1日現在

指定			
重要文化財（うち国宝）		12,761 件	（1,082 件） ※ 1
建造物		2,374 件	（216 件）
美術工芸品		10,387 件	（866 件）
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	39 件	（56 人）
	総合認定	12 件	（12 団体）
工芸技術	各個認定	43 件	（59 人） ※2
	保持団体認定	14 件	（14 団体）
重要有形民俗文化財		211 件	
重要無形民俗文化財		272 件	
史跡名勝天然記念物（うち特別史跡名勝天然記念物）		2,921 件	（162 件） ※3
史跡		1,655 件	（60 件）
名勝		322 件	（30 件）
天然記念物		944 件	（72 件）
選定			
重要文化的景観		24 件	
重要伝統的建造物群保存地区		88 地区	
登録			
登録有形文化財（建造物）		8,331 件	
登録有形文化財（美術工芸品）		11 件	
登録有形民俗文化財		21 件	
登録記念物		55 件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術		保持者・団体	
	保持者	45 件	（51 人）
	保存団体	29 件	（31 団体） ※4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む

※2 工芸技術の各個認定保持者は重複認定があり、実員数は58人となる

※3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は29団体

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術工芸品、建造物、民俗文化財等）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

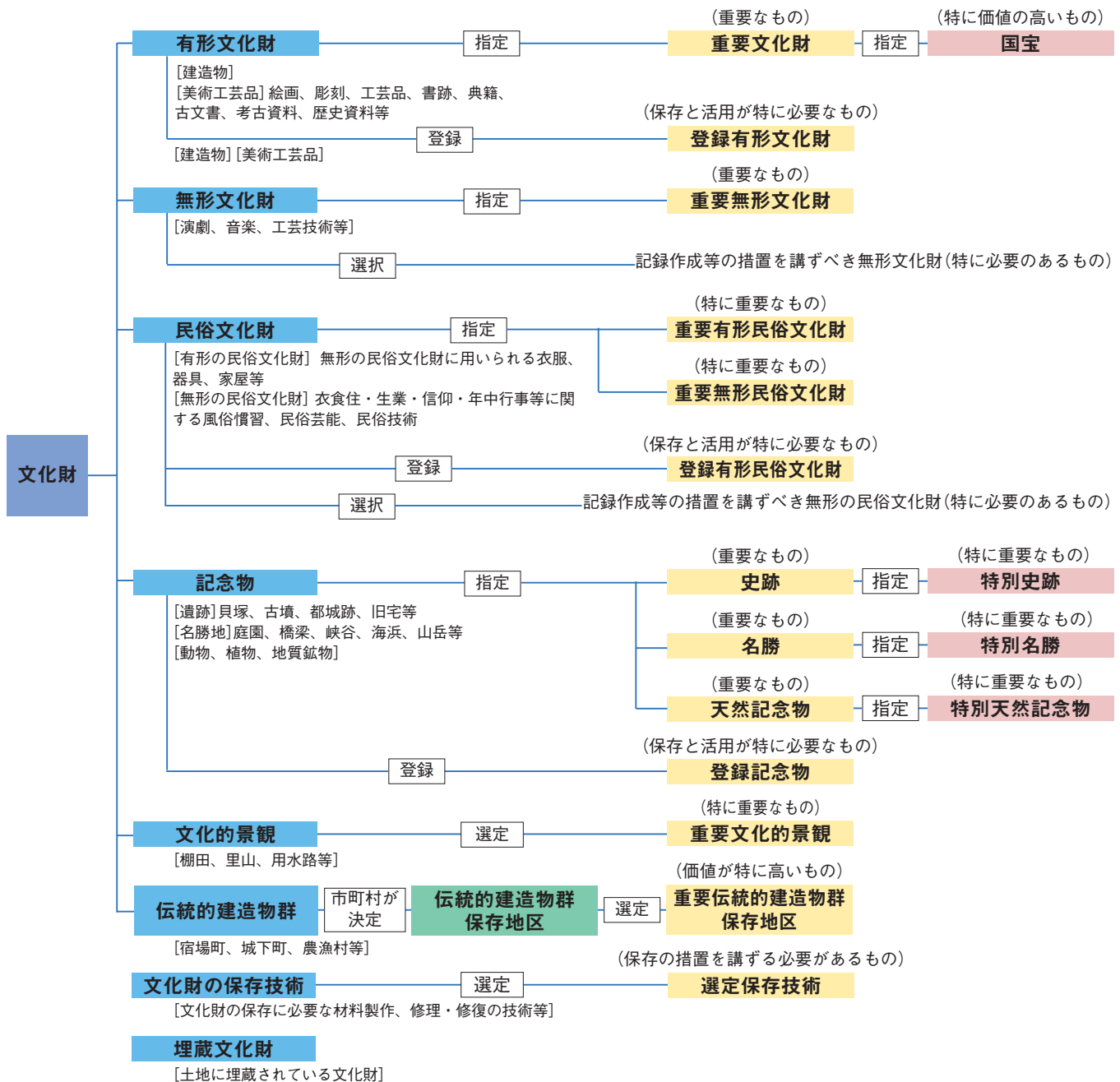
また、近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化財（有形文化財、有形の民俗文化財、記念物）等を対象とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度を設けています。登録制度は、国・地方公共団体の指定以外の文化財のうち保存と活用が特に必要なものを国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するものです。

さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定、土地に埋蔵されている文化財についても埋蔵文化財として発掘に関する一定の制限を課すなどの保護のための措置を行っています。

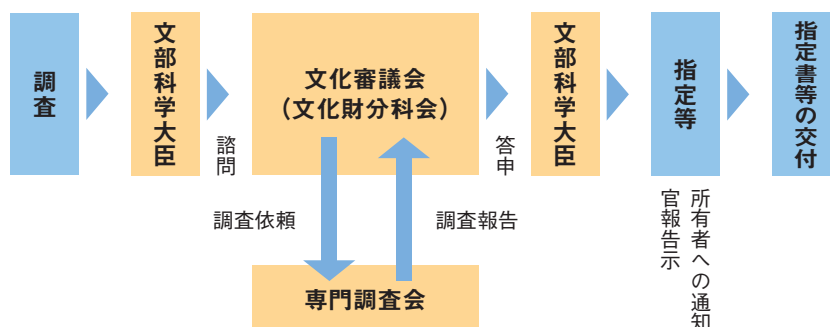
文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると右図のようになります。

2. 文化財の体系図

◆文化財の体系図



◆文化財の指定・登録・選定を受けるまで



3. 文化財保護法等における国、地方公共団体、所有者等の主な役割



2 有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。

1. 建造物

平成23年4月1日現在、2,374件、4,404棟（うち国宝216件、264棟）の建造物が指定されています。これらの建造物については、現状変更を行う場合に、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管理団体が行いますが、大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木造で、茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁では、防災設備の設置について必要

な補助を行うことなどによりその保護を図っています。

また、近年では、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。平成22年度までに国宝1件（旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮））を含む279件の近代の建造物が重要文化財に指定されています。



国宝
久能山東照宮
本殿、石の間、拝殿
(静岡県静岡市)



重要文化財 石谷家住宅
(鳥取県八頭郡智頭町)

◆国宝・重要文化財（建造物）種類別・時代別指定内訳

平成23年4月1日現在

種類別		件数	棟数
近世以前の分類	神社	563 (38)	1,175 (64)
	寺院	848 (152)	1,122 (160)
	城郭	53 (8)	235 (16)
	住宅	94 (14)	150 (20)
	民家	344	785
	その他	193 (3)	262 (3)
小計		2,095 (215)	3,729 (263)
近代の分類	宗教施設	24	31
	住居施設	73 (1)	248 (1)
	学校施設	38	65
	文化施設	31	39
	官公庁舎	22	27
	商業・業務	20	27
	産業・交通・土木	66	221
	その他	5	17
小計		279 (1)	675 (1)
合計		2,374 (216)	4,404 (264)

(注) ()内は国宝で内数



双葉幼稚園園舎(北海道帯広市)



東京大学野球場観覧席・ダッグアウト及びフェンス(東京都文京区)

平成8年の文化財保護法改正によって、国指定文化財及び地方指定文化財以外の有形文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。

住宅や公共建築などの建築物をはじめ、橋や堤防などの土木構造物、堀や櫓などの工作物など様々な建造物が登録され、平成22年9月には登録件数が8,000件を越えました。平成23年4月1日現在8,331件が登録され、その所在は47都道府県749市町村(区)に及んでいます。

文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国的に展開するため、公募により、昭和41年5月に定められたものです。このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗^{ときょう}拱(組物)のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。



文化財保護強調週間のロゴマークは、平成22年に文化財保護法施行60周年を迎えたことを記念し、文化財保護強調週間がより国民に身近となるよう、公募を経て定められたものです。

このロゴマークは、文化財の「文」を様式化した形をモチーフとして、日本の文化的活動により生み出された文化的所産の変遷を「家紋」のイメージで表しています。色彩についても、文化財の6つの分野「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」を表しています。

なお、文化財保護強調週間は毎年11月1日から7日までの1週間です。この期間中には、国民が文化財に親しむことを目的として、文化財所有者並びに都道府県及び市町村の教育委員会の協力のもと、全国で歴史的建造物や美術工芸品の公開、史跡めぐり、伝統芸能発表会などの様々な行事が開催されており、平成22年度で57回を迎えています。



文化財保護強調週間
Cultural Properties Protection Week

2. 美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成23年4月1日現在、10,387件(うち国宝866件)の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修復は、所有者又は管理団体(指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体その他の法人)が行うこととされています。国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

また、平成17年4月から美術工芸品の分野にも文化財登録制度が導入され、平成23年4月1日現在、11件の登録が行われています。

◆国宝・重要文化財種別件数

平成23年4月1日現在

区分	件数
絵画	1,969 (158)
彫刻	2,647 (126)
工芸品	2,422 (252)
書跡・典籍	1,876 (223)
古文書	734 (60)
考古資料	578 (44)
歴史資料	161 (3)
計	10,387 (866)

(注) ()内は国宝で内数



国宝 伊能忠敬関係資料



重要文化財 絹本着色 洞窟の頼朝 前田青邨筆



重要文化財 木造地藏菩薩立像 快慶作



登録有形文化財 福井県陶磁器資料

3 無形文化財



重要無形文化財「能囃子方笛」
保持者：一噌仙幸

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者に対し特別助成金（年額200万円）を交付しているほか、保持団体や地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を助成しています。また、工芸技術の分野の各個認定保持者や保持団体の「わざ」と文化財を支える技術について、作品や関係資料等を公開する展覧会を開催し、こうした技を守り伝えていくことへの理解の促進を図っています。さらに、独立行政法人日本芸術文化振興会(国立劇場等)においては、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの伝承者養成のための研修事業等を行っています。

◆重要無形文化財指定件数

平成23年4月1日現在

区分	種類	件数	
		各個認定	総合認定・保持団体認定
芸能	雅楽	0	1
	能楽	7	1
	文楽	3	1
	歌舞伎	4	1
	組踊	2	1
	音楽	20	6
	舞踊	1	1
	演芸	2	0
	小計	39件	12件
工芸技術	陶芸	10	3
	染織	16	7
	漆芸	5	1
	金工	5	0
	木竹工	2	0
	人形	2	0
	てすきわし 手漉和紙	3	3
	小計	43件	14件
	合計	52件	26件



重要無形文化財「鍛金」
保持者：玉川宣夫

4 民俗文化財

民俗文化財には、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用施設や防災施設など保存・活用のために必要な施設の設置等の事業に対して補助を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して補助を行っています。また、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財の調査事業や無形の民俗文化財の周知事業、伝承教室・講習会・発表会の開催などの事業、映像記録の作成などの活用事業に対して補助しています。

また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」として登録し、資料整理などの事業に対して補助を行っています。重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作成するとともに、地方公共団体が行う記録作成事業に対し補助を行っています。



重要有形民俗文化財 「会津のからむし生産用具及び製品」
(福島県大沼郡昭和村)



重要無形民俗文化財 「三戸のオシヨロ流し」
(神奈川県三浦市)

◆重要有形民俗文化財指定件数 平成23年4月1日現在

種 類	件 数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの	90
交通、運輸、通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	38
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	211

◆重要無形民俗文化財指定件数 平成23年4月1日現在

種 類	件 数
風俗慣習	107
民俗芸能	154
民俗技術	11
合 計	272



特別史跡 五稜郭跡に復元された箱館奉行所
(北海道函館市) 提供：函館市教育委員会

◆史跡の種類別指定件数

平成23年4月1日現在

分類	件数
貝塚・古墳等	667 (14)
都城跡等	368 (19)
社寺跡等	272 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	25 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	177 (2)
墳墓・碑等	76 (3)
旧宅・園池等	82 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	8
合計	1,681 (61)

(注) ()内は特別史跡で内数

◆名勝の種類別指定件数

平成23年4月1日現在

分類	件数
庭園	199 (24)
公園	7
橋梁	2
花樹	13
松原	6 (1)
岩石・洞穴	14
峡谷・溪流	34 (5)
瀑布	9
湖沼	2 (1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	32
島嶼	9 (2)
砂嘴	1 (1)
温泉	1
山岳	16 (2)
丘陵・高原・平原	2
河川	1
展望地点	10
合計	360 (36)

(注) ()内は特別史跡で内数

◆天然記念物の種類別指定件数

平成23年4月1日現在

分類	件数
動物	192 (21)
植物	540 (30)
地質鉱物	230 (20)
天然保護区域	23 (4)
合計	985 (75)

(注) ()内は特別天然記念物
で内数



特別名勝 平城宮東院庭園
(奈良県奈良市)



天然記念物 大室山
(静岡県伊東市) 提供：伊東市教育委員会

記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。また、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保存・活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。

また、開発等により保護の必要が高まっている近代の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を図る「登録記念物」の制度が導入され、平成23年4月1日現在55件が登録されています。

6 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地である文化的景観は、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものです。国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、必要な保護の措置が講じられている文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観に選定することができますとされています。

国は、当該文化的景観の歴史的変遷・自然的環境及び生活・生業等の調査事業、測量・図化を含め重要文化的景観選定の申出に必要な保存計画策定事業、重要文化的景観に選定されたものについて復旧修理・修景や防災工事・説明板の設置等を行う整備事業、地域住民等が参加する勉強会や公開講座・ワークショップの開催等にかかる普及・啓発事業に対して、地方公共団体が行う事業の経費の一部を補助しています。

平成23年4月1日現在、全国で24件の重要文化的景観が選定されています。



重要文化的景観 高島市針江・霜降の水辺景観
(滋賀県高島市) 提供：高島市教育委員会



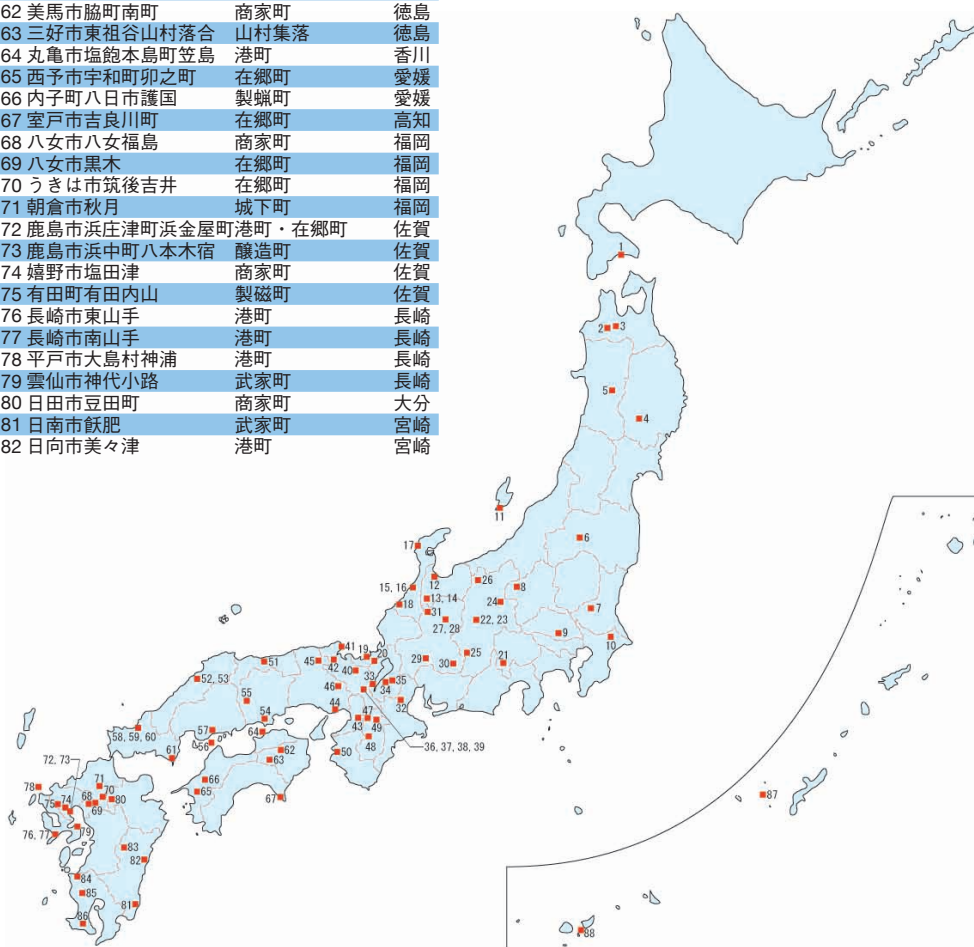
重要文化的景観 久礼の港と漁師町の景観
(高知県中土佐町) 提供：中土佐町教育委員会

◆重要文化的景観一覧

平成23年4月1日現在

名称	所在	選定年月日
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	平成18年1月26日
一関本寺の農村景観	岩手県一関市	平成18年7月28日
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町	平成19年7月26日
遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	平成19年7月26日
遠野 荒川高原牧場	岩手県遠野市	平成20年3月28日
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	平成20年3月28日
小鹿田焼の里	大分県日田市	平成20年3月28日
蕨野の棚田	佐賀県唐津市	平成20年7月28日
通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	平成20年7月28日
宇治の文化的景観	京都府宇治市	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梶原町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	平成21年2月12日
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	平成22年2月22日
姨捨の棚田	長野県千曲市	平成22年2月22日
檜原の棚田	徳島県勝浦郡上勝町	平成22年2月22日
平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	平成22年2月22日
高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県高島市	平成22年8月5日
田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市	平成22年8月5日
久礼の港と漁師町の景観	高知県高岡郡中土佐町	平成23年2月7日
小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町	平成23年2月7日
天草市崎津の漁村景観	熊本県天草市	平成23年2月7日

1 函館市元町末広町	港町	北海道	54 倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山	83 椎葉村十根川	山村集落	宮崎
2 弘前市仲町	武家町	青森	55 高梁市吹屋	鉾山町	岡山	84 出水市出水麓	武家町	鹿児島
3 黒石市中町	商家町	青森	56 呉市豊町御手洗	港町	広島	85 薩摩川内市入来麓	武家町	鹿児島
4 金ケ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手	57 竹原市竹原地区	製塩町	広島	86 南九州市知覧	武家町	鹿児島
5 仙北市角館	武家町	秋田	58 萩市堀内地区	武家町	山口	87 渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	沖縄
6 下郷町大内宿	宿場町	福島	59 萩市平安古地区	武家町	山口	88 竹富町竹富島	島の農村集落	沖縄
7 桜川市真壁	在郷町	茨城	60 萩市浜崎	港町	山口			
8 中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	群馬	61 柳井市古市金屋	商家町	山口			
9 川越市川越	商家町	埼玉	62 美馬市脇町南町	商家町	徳島			
10 香取市佐原	商家町	千葉	63 三好市東祖谷山村落合	山村集落	徳島			
11 佐渡市宿根木	港町	新潟	64 丸亀市塩飽本島町笠島	港町	香川			
12 高岡市山町筋	商家町	富山	65 西予市宇和町卯之町	在郷町	愛媛			
13 南砺市相倉	山村集落	富山	66 内子町八日市護国	製塩町	愛媛			
14 南砺市菅沼	山村集落	富山	67 室戸市吉良川町	在郷町	高知			
15 金沢市東山ひがし	茶屋町	石川	68 八女市八女福島	商家町	福岡			
16 金沢市主計町	茶屋町	石川	69 八女市黒木	在郷町	福岡			
17 輪島市黒島地区	船主集落	石川	70 うきは市筑後吉井	在郷町	福岡			
18 加賀市加賀橋立	船主集落	石川	71 朝倉市秋月	城下町	福岡			
19 小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	福井	72 鹿島市浜津津町浜金屋町	港町・在郷町	佐賀			
20 若狭町熊川宿	宿場町	福井	73 鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	佐賀			
21 早川町赤沢	山村・講中宿	山梨	74 嬉野市塩田津	商家町	佐賀			
22 塩尻市奈良井	宿場町	長野	75 有田町有田内山	製磁町	佐賀			
23 塩尻市木曾平沢	漆工町	長野	76 長崎市東山手	港町	長崎			
24 東御市海野宿	宿場・養蚕町	長野	77 長崎市南山手	港町	長崎			
25 南木曽町裏籠宿	宿場町	長野	78 平戸市大島村神浦	港町	長崎			
26 白馬村青鬼	山村集落	長野	79 雲仙市神代小路	武家町	長崎			
27 高山市三町	商家町	岐阜	80 日田市豆田町	商家町	大分			
28 高山市下二之町大新町	商家町	岐阜	81 日南市飢肥	武家町	宮崎			
29 美濃市美濃町	商家町	岐阜	82 日向市美々津	港町	宮崎			
30 恵那市岩村町本通り	商家町	岐阜						
31 白川村荻町	山村集落	岐阜						
32 亀山市関宿	宿場町	三重						
33 大津市坂本	里坊群・門前町	滋賀						
34 近江八幡市八幡	商家町	滋賀						
35 東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀						
36 京都市上賀茂	杜家町	京都						
37 京都市産寧坂	門前町	京都						
38 京都市祇園新橋	茶屋町	京都						
39 京都市嵯峨鳥居本	門前町	京都						
40 南丹市美山町北	山村集落	京都						
41 伊根町伊根浦	漁村	京都						
42 与謝野町加悦	製織町	京都						
43 富田林市富田林	寺内町・在郷町	大阪						
44 神戸市北野町山本通	港町	兵庫						
45 豊岡市出石	城下町	兵庫						
46 篠山市篠山	城下町	兵庫						
47 橿原市今井町	寺内町・在郷町	奈良						
48 五條市五條新町	商家町	奈良						
49 宇陀市松山	商家町	奈良						
50 湯浅町湯浅	醸造町	和歌山						
51 倉吉市打吹玉川	商家町	鳥取						
52 大田市大森銀山	鉾山町	島根						
53 大田市温泉津	港町・温泉町	島根						



昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。

市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は、市町村から申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

文化庁では、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために市町村が行う修理・修景・防災事業等に対し、経費の補助を行うとともに、市町村の取組に対して必要な指導・助言を行っています。

平成23年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、39道府県75市町村で88地区（合計面積約3,266ha）あり、約16,500件の建造物が保存すべき伝統的建造物として特定されています。

8 文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によって設けられた制度で、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。また、選定保存技術関連シンポジウムを行い、広く一般の方々に広報・普及を行っています。こうした活動をととして文化財の修理等を行う技術者及び技能者の確保を図っています。



選定保存技術 「表具用刷毛製作」
保持者：田中重己

9 埋蔵文化財

我が国では現在約46万ヶ所の遺跡が知られています。遺跡は先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、文字の記録だけでは知ることのできない歴史と文化を生き生きと物語る、国民共有の歴史的財産です。

このような貴重な埋蔵文化財を保護するために、遺跡の発掘調査を行う場合や、埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合には、届出等が必要です。また、開発事業により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合、開発事業者を経費負担の協力を求めて、記録保存の発掘調査を実施します。ただし、個人の住宅建設など、経費負担を求めることが適当でない場合には、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしています。

また、発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなきを除き、発見者は警察署長へ提出しなければなりません。警察署長は、提出された

物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認定されたもので所有者が判明しないものについては、原則として、出土した土地を管轄する都道府県に帰属します。



地蔵岱遺跡発掘調査風景
(秋田県北秋田市)提供：秋田県教育委員会

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら、価値を形成してきました。それらはお互いに関連性を持って地域に根ざしています。また、文化財をみんなで残していくためには、その価値をわかりやすく伝えることが必要です。

そのため、個々の文化財をきちんと保護するというに加えて、一定のテーマを設定して複数の文化財をその周辺の環境まで含め、総合的に保存・活用していくこと（文化財の総合的な把握）が必要となります。具体的には、地域の文化財をその周辺も含めて保存・活用していくための基本的な構想（歴史文化基本構想）を作ることにより、文化財を中心に地域全体を歴史・文化の空間としてとらえ、いろいろな取組を合わせて行うことで、魅力的な地域づくりを行うことができます。

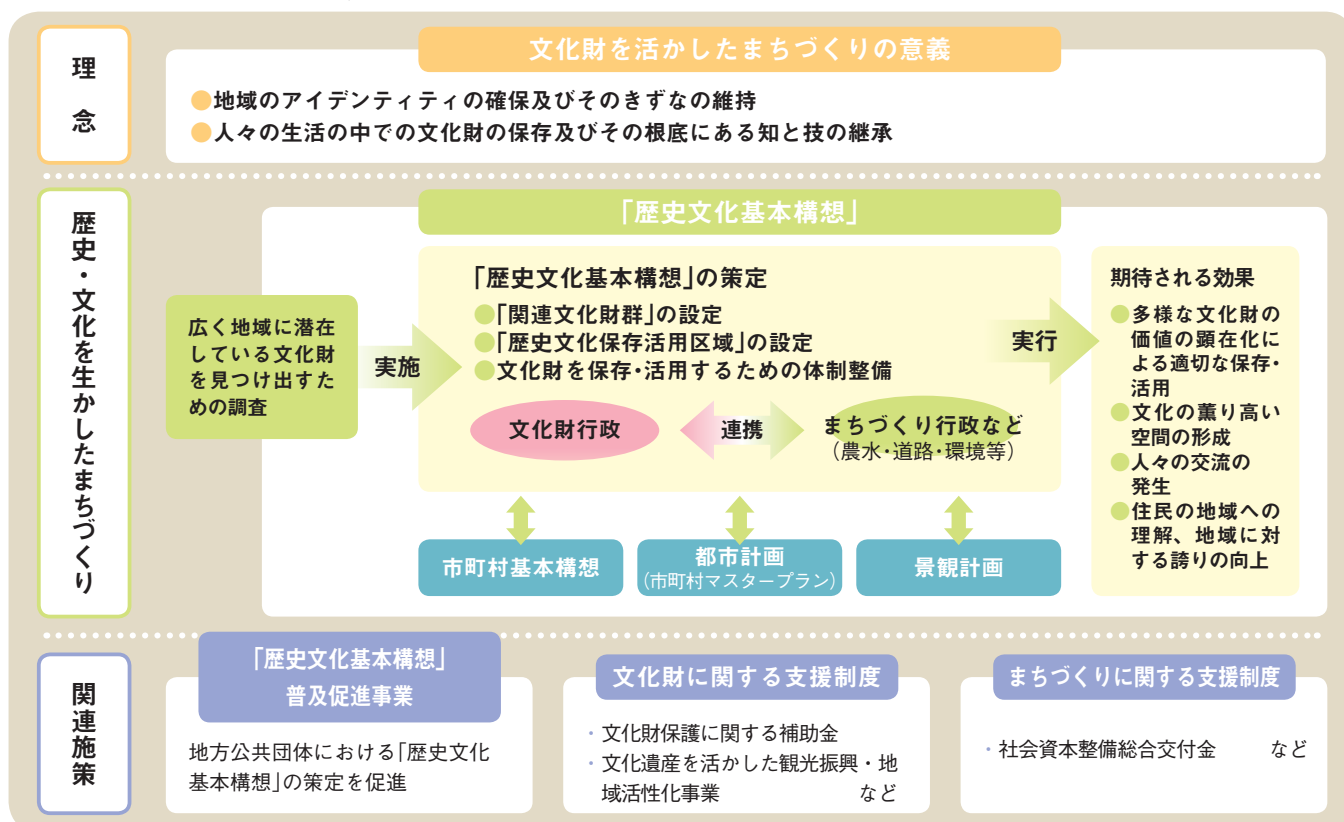
「歴史文化基本構想」を作る際に、各市町村において、文化財の担当とまちづくりの担当が協力するこ

とはもちろんのこと、地域住民やNPO法人、企業等とも協力することで、文化財の保存・活用についても、地域住民にとっても望ましい一貫した取組が行われることが期待されます。

文化財の総合的な把握を推進する取組の一つとして、平成20年に公布された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは、歴史上価値の高い建造物と地域の歴史や伝統に根ざした人々の活動が一体となって形づくっている良好な環境を維持、向上させるための市町村の計画を国が認定するもので、国より重点的な支援を受けることができます。

今後、各市町村等において「歴史文化基本構想」の策定が推進されるように、策定の為の技術指針の作成や、市町村等に対して技術的な指導、助言などを行っていきます。

◆市町村における歴史・文化を生かしたまちづくり



11 世界遺産



世界文化遺産 紀伊山地の霊場と参詣道
(三重県、奈良県、和歌山県) 提供：和歌山県教育委員会



世界文化遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観
(島根県) 提供：島根県教育委員会

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。日本は平成4年に締結しており、平成22年8月現在187か国が締結しています。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。

日本では文化遺産11件、自然遺産3件の合計14件が世界遺産に記載されています。

◆世界遺産一覧表に記載されているもの

平成22年8月現在

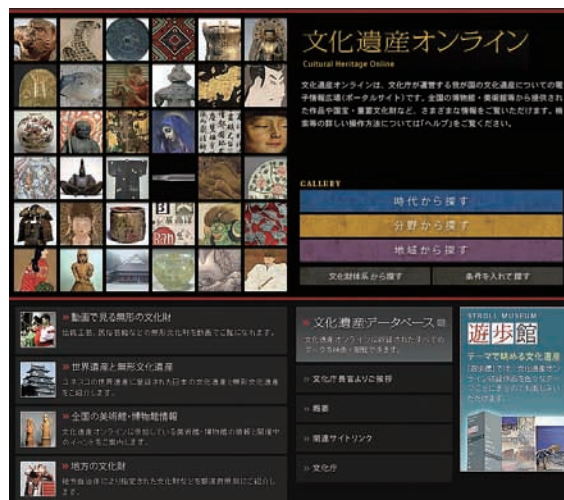
文化遺産	法隆寺地域の仏教建造物	自然遺産	屋久島
	姫路城		白神山地
	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)		知床
	白川郷・五箇山の合掌造り集落		
	原爆ドーム		
	厳島神社		
	古都奈良の文化財		
	日光の社寺		
	琉球王国のグスク及び関連遺産群		
	紀伊山地の霊場と参詣道		
	石見銀山遺跡とその文化的景観		

文化遺産オンライン構想

<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>

文化遺産オンラインは、国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を集約することなどを目的とした、インターネット上における文化遺産のポータルサイトです。

今後も、多くの美術館・博物館・関係団体や各自治体等の協力を得ながら、有形・無形を問わず良質で多様な文化遺産に関する情報の集約化をさらに進め、内容の充実を図っていきます。



12 無形文化遺産の保護

無形文化遺産の保護に関する条約

平成15年10月、ユネスコ総会で、国内の無形文化遺産の目録作成をはじめとする無形文化遺産保護措置等について定めた「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、平成18年4月に発効しました。

本条約では、①「自国内の無形文化遺産の目録」の作成、②「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への提案、③「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」への提案を締約国に対して求めています。我が国は、①「目録」については、国の指定・選定を受けた文化財の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出、②「代表一覧表」については、指定等の時期が早いものから順に提案、③「緊急保護一覧表」については、提案は当面行わないこととしています。

平成22年11月に、ケニアのナイロビで開催された無形文化遺産保護条約の第5回政府間委員会において、我が国提案の「組踊^{くみおどり}」及び「結城紬^{ゆうきつむぎ}」の2件が「代表一覧表」に記載されることが決定しました。これにより「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産は18件となりました。

また、平成21年10月のユネスコ総会で、日本及び中国、韓国に、ユネスコの賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターを設置することが承認され、これに基づき我が国では、独立行政法人国立文化財機構が堺市に「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」を平成23年10月に開所する予定です。

◆「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産(18件)

区分		名称
重要無形文化財	芸能	能楽 人形浄瑠璃文楽 歌舞伎 雅楽 組踊
	工芸技術	小千谷縮・越後上布 石州半紙 結城紬
重要無形民俗文化財	風俗慣習	日立風流物 京都祇園祭の山鉾行事 甕島のトシドン 奥能登のあえのこと
	民俗芸能	早池峰神楽 秋保の田植踊 チャッキラコ 大日堂舞楽 題目立 アイヌ古式舞踊



組踊 「二童敵討」



新しい時代に対応した 著作権施策の展開

1. 法制度の整備

第10期文化審議会著作権分科会においては、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権に関する様々な課題について、時宜を逃さず検討を行ってきました。

平成22年2月には「基本問題小委員会」、「法制問題小委員会」、「国際小委員会」の3つの小委員会を設け、前期の著作権分科会における検討課題について引き続き検討を実施しました。

「基本問題小委員会」においては、「デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価」および当該社会における「著作権制度の果たす役割」や「今後の検討が必要な著作権関連施策に関する課題」について検討を実施し、平成22年8月に「基本問題小委員会報告」として取りまとめました。

「法制問題小委員会」においては、著作権法制度の

在り方に関することについて審議を進めており、「権利制限の一般規定」、「技術的保護手段の見直し」などを中心に検討を実施し、平成23年1月に「法制問題小委員会平成21・22年度報告書」として取りまとめました。

「国際小委員会」においては、「インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応」を中心に検討を実施し、平成23年1月に「国際小委員会報告書」として取りまとめました。

そして、各小委員会の検討結果について、平成23年1月に「著作権分科会報告書」として取りまとめました。

文化庁としては、著作者の利益の保護と著作物の公正な利用の促進を図るため、時代に合った著作権制度の整備に引き続き努めて参ります。

2. 円滑な流通の促進

文化庁著作権課では、著作物等の円滑な流通を促進するため、著作物の流通環境の整備、著作権契約システムの構築、著作物を活用したビジネスの振興に資する支援等を行っています。

具体的には、①著作権等管理事業法の的確な運用、②時代の変化に対応した著作物の流通の在り方に関する調査研究、③調査研究の成果等を基に著作物に係る新たなビジネス展開等を考えるシンポジウムの開催、④著作者が自分の著作物を他人に使ってもらっても良いと考える場合にその意思表示をするための「自由利用マーク」の普及を行うとともに、インターネット上で公開される著作物などについて、そ

の特性を踏まえ、意思表示を行うための新しいツールとして、「CLIPシステム」の公開を予定しております。

自由利用マーク

※ 自由利用マークについて、詳しくは文化庁ホームページをご参照ください。

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html>



3. 国際的課題への対応

1. 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。そのため、文化庁では、権利者による権利行使の実効性を高めるための環境整備を目的として以下の施策を積極的に講じています。

- ① 二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請
- ② 欧米及びアジア諸国から著作権行政担当者等を日本に招へいたインターネット上の著作権侵害に関する国際会議の開催
- ③ 著作権侵害対策ハンドブック作成及びセミナーの開催による我が国権利者の諸外国における権

利行使の支援

- ④ 侵害発生国・地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナー

2. 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在WIPO（世界知的所有権機関）において視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は積極的に参画しています。また、EPA（経済連携協定）交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働きかけています。さらに、平成22年には知的財産権の執行を強化するための新しい枠組みである「ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条例（仮称）」が妥結し、現在、締結に向けて準備が進められています。

4. 著作権教育の充実

著作権に関して高い意識や幅広い知識を身につけることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。

また、文化庁著作権課では、全国各地での講習会の開催や様々な人を対象とした教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員及び教職員を対象として毎年十数箇所程度開催しています。教材については、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」を文化庁ホームページ

(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)を通して広く提供しています。



平成22年度著作権セミナー（愛媛県）会場風景



国語・日本語教育に関する 施策の推進

1 国語施策の推進

国語の表記等については、従来国語審議会の検討を踏まえて、その改善を図ってきました。具体的には、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」と

して、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。

◆国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申等と実施状況

①内閣告示・訓令となっているもの

国語審議会				文化審議会国語分科会			
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問 (文化審議会)	現行の 内閣告示・訓令
1 国語ノ統制ニ関スル件 2 漢字ノ調査ニ関スル件 3 仮名遣ノ改定ニ関スル件 4 文体ノ改善ニ関スル件 (昭10.3)	当用漢字表 (昭21.11) 当用漢字音訓表 (昭22.9) 当用漢字字体表 (昭23.6) 現代かなづかい (昭21.9)	当用漢字表 (昭21.11) 当用漢字音訓表 (昭23.2) 当用漢字字体表 (昭24.4) 現代かなづかい (昭21.11)	国語施策の改善の具体策について (昭41.6)	常用漢字表 (昭56.3) 改定現代仮名遣い (昭61.3) 外来語の表記 (平3.2) 改定送り仮名の付け方 (昭47.6)	常用漢字表 (昭56.10)	情報化社会に対応する漢字政策の在り方について (平17.3) 改定常用漢字表 (平22.6)	常用漢字表 (平22.11) 現代仮名遣い (昭61.7 平22.11一部改正) 外来語の表記 送り仮名の付け方 (昭48.6 昭56.10一部改正、 平22.11一部改正) ローマ字のつづり方 (昭29.12)
建 議							
「送りがなのつけ方」について(昭33.11) ローマ字のつづり方の単一化について(昭28.3)		送りがなのつけ方 (昭34.7)					

②内閣告示・訓令となっていないもの

国語審議会	
諮問	答申
新しい時代に応じた国語施策の在り方について(平5.11)	現代社会における敬意表現(平12.12) 表外漢字字体表(平12.12) 国際社会に対応する日本語の在り方(平12.12)

文化審議会国語分科会	
諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に求められる国語力について(平14.2)	これからの時代に求められる国語力について(平16.2)
敬語に関する具体的な指針の作成について(平17.3)	敬語の指針(平19.2)

平成13年に国語審議会を改組し、設置された文化審議会国語分科会では、平成17年3月の文部科学大臣諮問①「敬語に関する具体的な指針の作成について」②「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」を受け、検討を続けてきました。①については、平成19年2月2日「敬語の指針」を答申し、敬語の基本的な考え方や具体的な使い方のよりどころを示しました。文化庁では、その内容を広く知っていただくためのweb版短編映画「敬語おもしろ相談室」を作

成し、平成22年12月にホームページで公開しました。

②については、平成22年6月の答申「改定常用漢字表」を受け、関係府省との調整を経て、平成22年11月30日「常用漢字表」が内閣告示されました。文化庁では、その普及のための説明会を兵庫県伊丹市、愛媛県松山市、福井県福井市等で開催しました。

また、国語の表記等に関するもののほか、「国語問題研究協議会」「国語施策懇談会」の開催や「国語に関する世論調査」の実施、更には、文化庁ホームペー

ジ上で公開されている「国語施策情報システム」(旧称。現在移行作業中。)などを通して、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講じています。加えて、平成21年2月にユネスコが

消滅の危機にあると発表した、日本のアイヌ語、八丈語、奄美語、沖縄語など八つの言語・方言の実態や保存・継承のための取組に関する調査を行っています。

2 外国人に対する日本語教育施策の推進

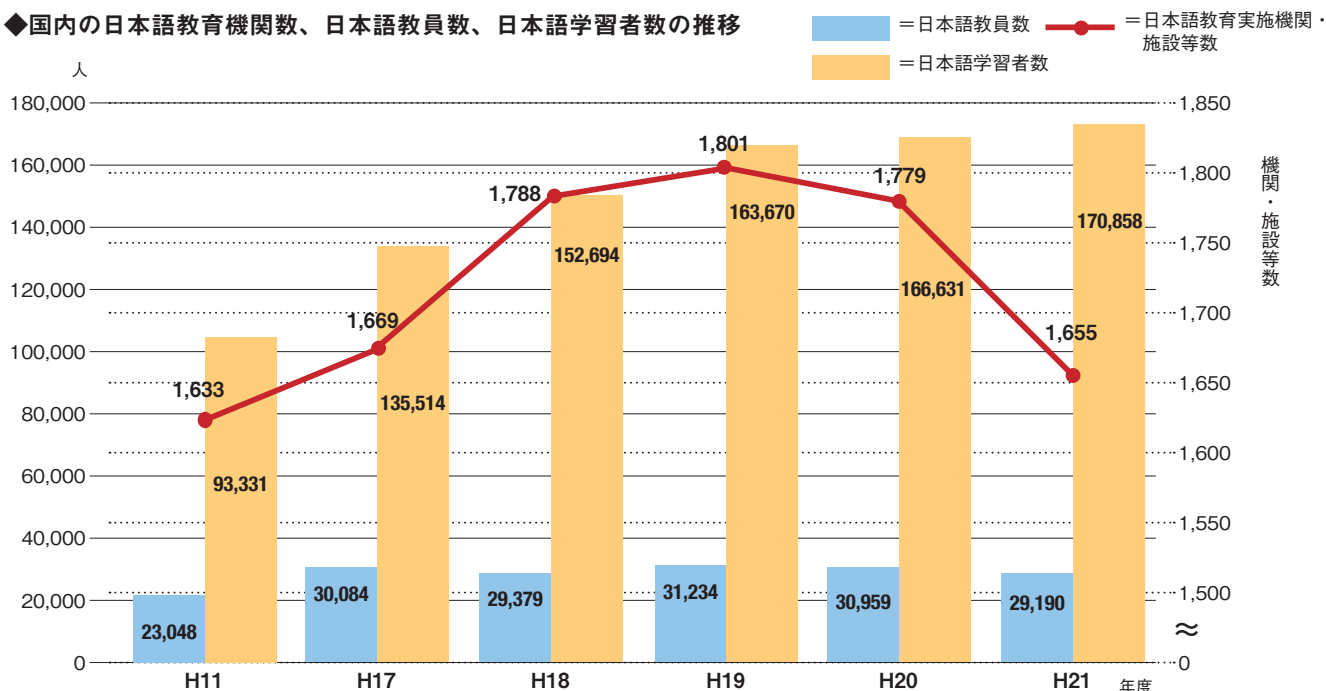
近年、我が国における外国人登録者数や日本語学習者数の増加にともない、外国人の日本語学習目的が多様化している中で、文化庁では、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育

の推進を図るため様々な取組を行っています。

また、文化審議会国語分科会において、外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを踏まえた日本語教育の在り方について検討しています。

取 組	概 要
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	我が国に居住する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるようにするために、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う。
難民救援に対する日本語教育事業	条約難民・第三国定住難民に対する定住支援事業の一環として、通所式施設において日本語教育を行うとともに、ボランティア団体等に対する支援や通所式施設を退所した難民への日本語教育相談を実施する。第三国定住難民受入は、平成22年度からのパイロットケースであり、日本語教育の効果についての調査・検証を行う。
外国人に対する日本語教育の総合的な推進	今後の日本語教育の総合的な推進を図るため、関係府省からなる「日本語教育関係府省連絡会議」等を開催し、日本語教育に関する情報交換や課題の整理等を行う。また、政府内外の機関等が持つ、日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムの検討等を行う。
日本語教育の実態把握と指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応し、実態把握と指導内容・方法の充実を図るため、日本語教育実態調査や日本語教育研究協議会等を実施する。
文化審議会国語分科会での検討	我が国に居住する外国人が、安全に自立して暮らしていくために必要な日本語の標準的な内容や指導者の指導能力及び日本語能力の評価等について検討を行う。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移





国際文化交流を通じた 日本文化の発信と 国際協力への取組

1 文化庁の国際文化交流・協力の概要

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、文化芸

術の国際交流の推進及び海外の文化遺産保護への協力にかかる多様な施策を展開しています。

1. 文化に関連する国際的なフォーラムへの参加

日中韓の文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣フォーラム」、ASEAN各国の文化担当大臣と日中韓の文化担当大臣が集う「ASEAN+3文化大臣会合」、ASEM（「アジア欧州会合」、アジアと欧州の合

計46ヶ国と2機関により構成）の文化担当大臣が集う「ASEM文化大臣会合」などの文化担当大臣の国際的なフォーラムに参加するとともに、ユネスコの各種会議に参加し、議論に貢献しています。

◆文化に関連する国際的なフォーラム

会議名称	開催年	開催国
日中韓文化大臣会合		
第1回	2007年	中国
第2回	2008年	韓国
第3回	2011年	日本
第4回	2012年(予定)	中国

会議名称	開催年	開催国
ASEAN+3文化大臣会合		
第1回	2003年	マレーシア
第2回	2005年	タイ
第3回	2008年	ミャンマー
第4回	2010年	フィリピン
第5回	2012年(予定)	シンガポール

会議名称	開催年	開催国
ASEM文化大臣会合		
第1回	2003年	中国
第2回	2005年	フランス
第3回	2008年	マレーシア
第4回	2010年	ポーランド

2. 文化芸術活動を行う者の国際的な交流

文化庁では、日本文化の外国への発信を行うため、一流の文化人・芸術家を海外に派遣する「文化交流使」事業を実施しています。また、外国のハイレベルの芸術家等を招へいし、我が国関係者との意見交換等を行わせています。さらに、外国の若手芸術家を日本に招へいし、創作活動を行わせるアーティスト・イン・レジデンス活動に対して支援を行っています。

また、美術・音楽等文化芸術の各分野において、我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を提供しています。

文化財分野においては、日本古美術・文化財建造物等における管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施しています。

◆人物交流の事業

一流の文化人・芸術家の派遣

・文化交流使事業

ハイレベル文化人専門家の招へい

・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業

若手芸術家の招へい

- ・文化芸術の海外発信拠点形成事業

人材育成のための芸術家派遣

- ・新進芸術家の海外研修

文化財専門家の派遣・招へい

- ・在外日本の古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業
- ・アジアの博物館・美術館交流事業
- ・アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業
- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
- ・文化遺産国際協力センターにおける国際協力事業(※)

※ 独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

3. 文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加支援

文化庁では、国際交流年に設定された国々や東アジア各国との交流を推進するため、それらの国々との関係で開催される催しや、それらの国々において行われる我が国の文化芸術団体による公演を支援しています。また、世界的な文化人・芸術家が議論を行うフォーラムを開催するほか、日本で行われる国際的なアート・フェスティバルや映画祭の開催に対して支援を行っています。

◆文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加支援事業

名称	概要
国際文化交流・協力推進事業	首脳間や政府間で設定される周年事業等において行われる文化・芸術関連行事において、文化政策上の意義や国際貢献の観点からの意義に基づき、国としての対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。
東アジア文化芸術会議	詳細についてはP.57を参照
国際芸術フェスティバル支援事業	詳細についてはP.57を参照

4. 芸術文化における国際交流・協力の推進

優れた芸術の国際交流推進のため、我が国芸術団体の海外公演の実施や海外フェスティバルへの参加を支援するとともに、日本国内で行われる海外の芸術団体との共同制作公演・国際フェスティバルの実施を支援しています。

また、文化庁芸術祭主催公演のうちのオーケストラ公演として、平成14年度よりアジア諸国からプロのオーケストラを複数招へいし、個性豊かな演奏の競演

を実施しています。

その他、メディア芸術分野においては、優れたメディア芸術作品や映画作品を世界に向けて紹介するため、海外にて展覧会や映画祭を実施するほか、海外で開催されるメディア芸術関連のフェスティバルや映画祭等への出品等に係る経費の支援を行っています。

さらに、現代日本文学を英語等に翻訳して諸外国で出版する事業を実施しています。

◆芸術文化における国際交流・協力の推進に係る取組

芸術団体等の海外公演・招へい公演等

- ・芸術による国際交流活動への支援

メディア芸術に関する国際交流

- ・メディア芸術祭海外展
- ・海外メディア芸術祭等参加事業
- ・アジアにおける日本映画特集上映事業
- ・海外映画祭への出品等支援
- ・映画に関する国際交流(※)

※ 独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

現代日本文学の海外発信

- ・現代日本文学翻訳・普及事業

メディア芸術に関する国際交流の詳細については、P.58参照。



平成22年度国際芸術交流支援事業
第17回BeSeTo演劇祭日本開催

5. 文化財分野における国際交流・協力の推進

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。また、文化財を通じた国際交流は、国家間の文化交流や相互理解の増進に寄与するものです。このような考えのもと、文化庁では、以下のような事業を実施しています。

〈詳細についてはP.60～62を参照〉



アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業集
団研修の様子

◆文化遺産保存修復の協力事業

取組内容	概要
国際社会からの要請等に基づく国際協力 - 文化遺産保護国際貢献事業 - 西アジア文化遺産保護緊急協力（※） ※ 独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施	海外における有形・無形の文化遺産保護協力として、各国からの要請等に応じ、現地調査や保存・修復支援のための派遣、研修のための招へいを行う。また、効率的・効果的な文化遺産国際協力を実施するための文化遺産国際協力コンソーシアム運営支援を行う。
海外文化財保存修復専門家の研修等 アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業	アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良県、奈良市、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、アジア太平洋地域の文化財関係者を対象に研修等を実施する。
国際機関との連携推進 国際文化財保護協力機関連携推進事業	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）と連携協力し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁職員等を派遣する。
文化財を通じた国際交流推進 日本古美術品海外展	外国において我が国の優れた文化財による展覧会を開催。
文化財不法輸出入の防止	詳細についてはP.62を参照
世界遺産の保護推進 世界遺産普及活用事業	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画する。また、世界遺産に関する最新の情報を発信し、広く文化財に対する理解の増進を図る。
独立行政法人国立文化財機構における文化遺産保護国際協力事業（※） ※ 独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施	独立行政法人国立文化財機構において、世界の文化遺産の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の要請などの国際協力を実施する。また、各国の文化遺産保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。

6. 外国人に対する日本語教育施策の推進

〈詳細についてはP.51を参照〉

7. 著作権分野での協力

国際機関と協力して、アジア地域著作権制度普及促進事業など、途上国の著作権制度整備支援を目的とした各種セミナー、シンポジウム、研修や専門家派遣等を実施しています。

◆著作権分野での協力事業

海外における著作権制度整備支援

- アジア地域著作権制度普及促進事業

2 国際文化交流の総合的な推進

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術推進の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進などを通じて、文化立国の実現に向けて施策の充実に取り組んでいます。

1. 日本文化の発信

文化庁では、「文化庁文化交流使事業」により、日本文化の海外での発信を推進しています。同事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動の展開を目的とした事業です。

「文化交流使」活動には、日本在住の芸術家や文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講義、ワークショップや実演等を行う「海外派遣型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演を行う芸術団体が、現地の学校等で実演会、演奏会等のアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の類型があります。

平成22年度は、「海外派遣型」文化交流使として12名、「短期指名型」文化交流使として4組が活動しました。

また、第8回文化庁文化交流使活動報告会を平成23年2月28日に東京国立博物館平成館大講堂（東京）で開催し、主に平成22年度に海外で活動をした交流使による活動報告や、竹本千歳大夫氏による人形浄瑠璃文楽・大夫の実演と、三橋貴風氏による尺八の実演が行われました。



菟輪敏泰氏(和太鼓奏者)による実演(メキシコ)

◆平成22年度 文化庁文化交流使一覧

派遣種類	氏 名	プロフィール	派遣国
海外派遣型 (12名)	いわみ せいじ	漫画家	シンガポール、マレーシア、韓国、英国
	佐々木 康人	華道家	ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア
	澤田 勝成	津軽三味線奏者	中国
	笑福亭 銀瓶	落語家	韓国
	津村 禮次郎	能楽師	ロシア、ハンガリー
	野田 哲也	版画家	イスラエル、英国
	藤間 万恵	日本舞踊家	中国
	黛 まどか	俳人	フランス、英国、ルーマニア、ベルギー、ハンガリー、ドイツ
	菟輪 敏泰	和太鼓奏者	メキシコ
	安田 泰敏	囲碁棋士	オーストリア、スイス、フランス、ロシア、ヨルダン、イスラエル、モロッコ
	山内 健司	俳優	フランス、ベルギー、ルクセンブルグ
	山村 浩二	アニメーション作家	カナダ

派遣種類	団体名	分野	活動国
短期 指名型 (4組)	一般社団法人 日本伝統芸術国際交流協会	琉球舞踊	メキシコ
	財団法人日本余暇文化振興会	津軽三味線	メキシコ
	有限会社アトリエ・アサクラ	日本舞踊	韓国
	金春流能ドイツ巡回公演実行委員会	能	ドイツ

2. 国際交流年に設定された国々や東アジア諸国との交流

文化庁では、国際交流年に設定された国々や東アジア諸国との文化交流を推進することにより、これらの国々との交流深化に努めています。

1. 国際交流年

文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2011年以降の「国際交流年」は次のとおりです。

文化庁では、これらの国々との間で伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

◆主な国際交流年一覧

2011年

日本・クウェート国交樹立50周年	2011年1月～12月
日独交流150周年	2011年1月～12月
日本バルト三国新たな外交関係開設20周年	2011年1月～12月

2012年

日米桜寄贈100周年	2012年1月～12月
日アルジェリア外交関係樹立50周年	2012年1月～12月
日イスラエル外交関係樹立60周年	2012年1月～12月
日中国交正常化40周年	2012年1月～12月
日本・東ティモール外交関係樹立10周年記念平和年	2012年1月～12月

2. 東アジア諸国との文化交流

中国、韓国、ASEAN各国をはじめとする東アジア諸国との関係強化が国全体の課題となっている中、国民レベルでの相互理解に貢献する文化交流の強化が課題となっています。

これらの国々との間で行われる人物交流や各種の催しに係る支援を行っているほか、平成23年度からは芸術団体による公演に対しても支援を行うこととしています。

◆アジア諸国へ派遣された文化交流使(平成21年度、平成22年度)

平成21年度

氏名	プロフィール	派遣国
有馬 芳人	将棋棋士	中国
喜瀬 慎仁	三線奏者	フィリピン、中国
三橋 貴風	尺八演奏家	韓国
社団法人 落語芸術協会	落語	カンボジア

平成22年度

氏名	プロフィール	派遣国
いわみ せいじ	漫画家	シンガポール、マレーシア、韓国
佐々木 康人	華道家	ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア
澤田 勝成	津軽三味線奏者	中国
笑福亭 銀瓶	落語家	韓国
藤間 万恵	日本舞踊家	中国
有限会社 アトリエ・アサクラ	日本舞踊	韓国

◆アジア諸国で開催された国際文化交流・協力推進事業(平成21年度、平成22年度)

平成21年度

事業名	開催国
ジャカルタ日本祭りにおける「焔太鼓」公演	インドネシア
日メコン交流年2009記念「森山開次コンテンポラリーダンス公演及びワークショップ」	ベトナム

平成22年度

事業名	開催国
上海万国博覧会日本館における日本文化紹介事業—世界へ発信する日本伝統芸能の“いま”—	中国
第5回シアターオリムピックス参加「ディオニュソス」公演	韓国

派遣順

3. 文化芸術発信のための国際的な拠点の形成

1. 東アジア文化芸術会議

東アジア諸国の文化芸術関係者同士のネットワーク強化を図ることなどを目的に、東アジア諸国の文化人、芸術家、学識経験者、その他の文化関係者が一堂に会する会議を開催します。同時に、東アジア

諸国の文化・芸術の普及に係るキャンペーンなどを実施し、東アジア諸国との人的交流や文化交流の拡大に向けた機運を高める取組を行います。

2. 国際芸術フェスティバル支援事業

アート・トリエンナーレや国際映画祭といった国際芸術フェスティバルは、世界の優れた芸術がカ所に集まるとともに、当該国の芸術を世界に向けて発信する機会となっています。我が国においても、

中核的な国際映画祭や現代アート・フェスティバルを支援することにより、文化芸術の世界的拠点としての育成を図ります。

3. 文化芸術の海外発信拠点形成事業

近年、国際文化交流や日本文化の発信は、地方公共団体やNGO・NPOなど、多様な主体によって担われるようになってきています。こうした状況において、海外の芸術家を招へいして創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンス事業、地域おこしを主目

的に行われている国際アート・フェスティバルなど各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業を支援することにより、日本各地における文化創造と国際的発信拠点の形成を推進します。

3 芸術文化における国際交流・協力の推進

1. メディア芸術祭海外展

日本のメディア芸術作品は、海外で高い人気があり、海外の人々に日本を知っていただく重要なきっかけにもなっています。文化庁では、より深く、日本のメディア芸術を知っていただくため、「メディア芸術祭海外展」を実施しており、平成22年8月には、「2010年トルコにおける日本年」認定事業として、イスタンブール・ペラ美術館で開催しました。



イスタンブール展の様子①



イスタンブール展の様子②

2. アジアにおける日本映画特集上映事業

文化庁では、日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、アジア諸国での上映機会を増加し、日本文化への理解や親しみの深化と我が国の映画芸術の発展を図っています。平成22

年度は、韓国（16プログラム、75作品）及びベトナム（8作品）での上映を行いました。会期中は、映画上映のほか、シンポジウム等も実施し、多くの観客が来場しました。



韓国上映ポスター



ベトナム上映ポスター



ベトナム上映の様子

3. 海外映画祭への出品等支援

文化庁では、日本映画の発展と我が国文化の発信を図ることを目的として、海外映画祭出品等支援事業を実施しています。この事業により、数多くの我

が国の優れた日本映画が海外映画祭へ出品されるとともに、映画製作者等の参加の機会が拡大しています。

◆文化庁支援による国際映画祭での主な受賞作品(過去5年)

映画祭名	作品名	監督名	受賞名
18年度			
カンヌ	アイロン	仲野裕之	ヤング批評家賞
ベルリン	無花果の顔	桃井かおり	NETPAC賞
ロッテルダム	14歳	広末哲万	NETPAC賞
ミンスク	人生ごっこ!?	林 弘樹	審査員特別賞
シッチェス・カタルニャ	時をかける少女	細田 守	最優秀アニメーション賞

19年度			
カンヌ	殯の森	河瀬直美	グランプリ
ロカルノ	愛の予感	小林政弘	金豹賞他
ベルリン	実録・連合赤軍ーあさま山荘への道程	若松孝二	NETPAC 賞 他
ベルリン	めがね	荻上直子	マンフレート・ザルツゲバー賞
ベルリン	パーク アンド ラブホテル	熊坂 出	最優秀新人監督賞

20年度			
カンヌ	トウキョウソナタ	黒沢 清	「ある視点」部門 審査員賞
ロカルノ	BABIN	平林 勇	審査員特別賞 他
プサン	精神	想田和弘	メセナ賞
モントリオール	おくりびと	滝田洋二郎	グランプリ
マルデルプラタ	歩いても歩いても	是枝裕和	最優秀作品賞
ベルリン	愛のむきだし	園 子温	国際批評家連盟賞 他
米アカデミー賞	おくりびと	滝田洋二郎	最優秀外国語映画賞

21年度			
カンヌ	火垂 ～ 2009version ～	河瀬直美	功労賞
シアトル	マンホールチルドレン	高橋太郎	審査員特別賞
プチョン	サイタマノラッパー	入江 悠	NETPAC賞
ニューシャントル	フィッシュストーリー	中村義洋	グランプリ
モントリオール	ヴィヨンの妻	根岸吉太郎	最優秀監督賞

22年度			
モントリオール	悪人	李相日	最優秀女優賞
バンクーバー	世界グッドモーニング!!	廣原暁	最優秀作品賞
サンセバスチャン	玄牝	河瀬直美	国際批評家連盟賞
ベルリン	ヘヴンズストーリー	瀬々敬久	NETPAC賞 他

4. 現代日本文学翻訳・普及事業

現代日本文学翻訳・普及事業は、平成14年度から我が国の優れた文学作品等を英語等に翻訳して諸外国で出版することにより、我が国の文化を海外に発信するとともに、我が国文学水準の一層の向上を図ることを目的とした事業です。

翻訳言語は、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語の4言語を中心にしています。

・現代日本文学の翻訳普及事業サイト：

<http://www.jlpp.go.jp/>

◆主な翻訳・出版作品一覧

平成23年2月現在

作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語
芥川龍之介 短編集	芥川 龍之介	●	●	—	—
わが人生の時の時(短編集)	石原 慎太郎	●	—	●	—
半七捕物帳	岡本 綺堂	●	●	—	—
自由学校	獅子 文六	●	●	—	—
天上の青	曾野 綾子	●	—	●	—
たけくらべ・にぎりえ・十三夜	樋口 一葉	—	—	●	●
錦繡	宮本 輝	●	—	●	—
ベッドタイムアイズ・指の戯れ・ジェシーの背骨	山田 詠美	●	—	●	●
武蔵野夫人	大岡 昇平	●	—	●	—
赤穂浪士(上)(下)	大佛 次郎	—	●	●	—
抱擁家族	小島 信夫	●	●	●	●
百円シンガー極楽天使	末永 直海	●	—	●	—
腕くらべ	永井 荷風	●	—	●	—
浮雲	林 芙美子	●	●	—	—
異人たちの夏	山田 太一	●	—	●	—
夕暮まで	吉行 淳之介	—	●	●	—

4 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このため、

文化庁では、以下のような取組を行っています。

1. 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定める「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」

が成立しました。平成19年12月には、同法に基づき、国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化等について盛り込んだ基本方針を策定しました。

2. 文化遺産国際協力コンソーシアム

平成18年6月、文化庁、外務省、教育研究機関、独立行政法人及び民間助成団体等によって構成される文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。

このコンソーシアムによって、各構成機関や専門家が、それぞれの得意分野において力を発揮すること、また、連携の下に効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進することを目指しています。

3. 文化遺産保護国際貢献事業

紛争や自然災害により被災した文化財を保護するため、当該国からの要請を踏まえ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へいを行うなど、緊急の取組を行うため、「文化遺産保護国際貢献事業」を実施しています。これまで右に掲げる事業を実施してきました。

このほか、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流及び協力を行う拠点交流事業を実施しており、カンボジアのアンコール期及びポストアンコール期の文化遺産の保存修復をはじめ、インドネシア、モンゴル、中央アジア諸国等における協力を実施し、現地で文化財保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。

また、無形文化遺産保護に係る研修の実施、ネットワーク構築のための事業も実施しており、海外における有形・無形の文化遺産保護に貢献しています。

- アフガニスタン国立公文書館所蔵の文字文化財保存支援(H16～H18)
- インドネシア・アチェ州立公文書館への支援(H17～H18)
- ベトナム・タンロン皇城遺跡への専門家派遣(H17～H20)
- インドネシア・ジャワ島中部地震被災状況調査支援(H18～H19)
- 中国・四川省震災復興に係る専門家派遣(H20)
- イタリア・ラクイラ地震への文化財支援に係る専門家派遣(H21～)
- インドネシア西スマトラ州パダンにおける歴史的地区文化遺産復興支援に係る専門家交流(H22～)



インドネシア西スマトラ州パダンにおける損壊現場の視察
(提供：(独)国立文化財機構東京文化財研究所)

4. 文化財保存修復研究協力

(独)国立文化財機構東京文化財研究所では、文化遺産国際協力センターを中心に、敦煌(中国)、アンコール(カンボジア)、バーミヤン(アフガニスタン)などを対象にした調査研究などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

一方、諸外国の博物館等が所蔵する我が国の古美術品は、保存修復に関する専門家が不在であることから定期的な修理がなされず、経年による劣化によりその保存状況が悪化しているものが多数あります。

(独)国立文化財機構東京文化財研究所

http://www.tobunken.go.jp/index_j.html

(財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

<http://www.nara.accu.or.jp/>

このため、在外古美術品の調査を行うとともに、平成3年度からその修復協力を実施しています。

文化庁では、平成11年度から奈良県、奈良市、(財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力を得て、アジア太平洋地域の専門家を招き研修を実施しています。



ラオスにおけるワークショップ

(提供：(財)ユネスコアジア・文化センター文化遺産保護協力事務所)

5. 二国間文化遺産国際交流

我が国は、文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと交流を進めています。平成19年3月には、ルテッリ伊文化財・文化活動大臣(当時)と伊吹文部科学大臣(当時)が日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。それに基づき、平成20年3月には、「第1回日本・イタリア文化財保護協力事務レベル会合」を開催し、平成20年度から、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力と、文化

的景観及び歴史的街区の保護に関する協力等を実施することを日伊間で合意しました。

平成21年度には、イタリアのアッシジとラベンナ、日本の長崎県、平成22年度には、日本の岐阜県・富山県、イタリアのマンドヴァ・サッビオネタ及びフィレンツェで、日伊の専門家会合(ワークショップ)を開催しました。

6. 海外展

日本古美術品海外展

文化財を通じた国際交流は、互いの文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を継続的に実施しています。



平成22年度
日本古美術品海外展「日本とタイーふたつの国の巧と美」
(於タイ王国バンコク国立博物館)

7. 文化財の不法な輸出入等の規制について

我が国は、平成14年に不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的とする「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結しました。あわせて「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この

法律により、外国の博物館などから盗取された文化財を「特定外国文化財」として指定し、輸入を規制すること、特定外国文化財の盗難の被害者については、民法で認められている対価弁償を条件として、回復請求期間を特例として10年間に延長すること、などが定められています。

8. 武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、平成19年に、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」などを締結し、あわせて「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。この法律により、武力紛争時に他国に占領された地

域(被占領地域)から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入を規制すること、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為などを罰則の対象とすること、などが定められています。



アイヌ文化の振興

文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振

興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

この法律に基づき、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」が行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の振興及び、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業などについての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

◆ 事業体系図(平成23年度事業)





宗教法人制度と宗務行政

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保

することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営にゆだねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性を骨子として全体系が組み立てられています。

◆宗教法人数

所轄	系統	区分	包括宗教法人	単位宗教法人	合計
文部科学大臣	神道系		128	86	214
	仏教系		155	273	428
	キリスト教系		61	245	306
	諸教		30	77	107
	計		374	681	1,055
都道府県知事	神道系		6	85,148	85,154
	仏教系		11	77,299	77,310
	キリスト教系		7	4,144	4,151
	諸教		1	14,930	14,931
	計		25	181,521	181,546
合計			399	182,202	182,601

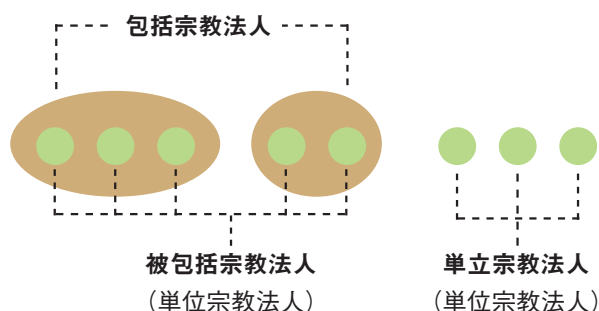
(平成20年12月31日現在)

(注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人

2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

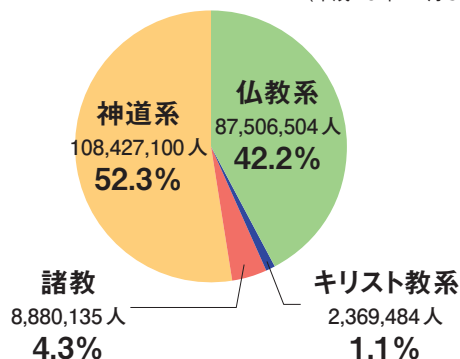
(出典)文化庁編『宗教年鑑』（平成21年版）

◆宗教法人の種類



◆系統別信者数

(平成20年12月31日現在)



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる
(出典)文化庁編『宗教年鑑』（平成21年版）

●包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

●単位宗教法人

礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

・被包括宗教法人：

他の宗教法人に包括される法人

・単立宗教法人：

他の宗教法人に包括されない法人

1. 宗教法人の管理運営の推進等

宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など、宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

また、文化庁では、都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会等の実施、手引書等の作成などを行っています。

その他、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て、宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を『宗教年鑑』としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査等を行っています。



宗教年鑑等

2. 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その名義が売買の対象となり、第三者が名義を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、吸収合併や任意解散の認証で、また、これらの方法で対応できない場合は、裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、不活動宗教法人の整理を進めています。



不活動宗教法人対策会議(東京)

3. 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が設置されています。



美術館・歴史博物館の 振興

1 我が国の美術館・歴史博物館の概要

我が国には1,248館の登録博物館（博物館法第2条第1項）・博物館相当施設（博物館法第29条）があります。そのうち885館が美術館（主として美術に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館）と歴史博物

館（主として歴史及び民俗に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館）であり、全体の約7割を占めています。

2 美術館・歴史博物館への支援

1. ミュージアム活性化支援事業（文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業）

美術館・歴史博物館は、単に貴重な芸術作品・文化財の収集・保管やそれらの調査研究を行う施設であるにとどまらず、魅力ある展示活動や教育普及活動などを通して、生涯学習や国際交流、さらには観光の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設です。今後は、人々の学習意欲の多様化・高度化、少子高齢化社会の到来、個性と魅力ある地域の構築への動きなど、今日の社会の進展・変化に対応し、美術館・歴史博物館の有する多面的な可能性を生かした事業を展開するとともに、地域や多様な利用者に開かれたものとしていくことで、新たな美術館・歴史博物館像を形成することが期待されています。

また、近年文化遺産に対する関心を、観光振興、地域振興、ひいては産業振興につなげようとする気運が高まっています。

このような状況を踏まえ、文化庁では平成23年度

から「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」（詳細はP.24）の一部として「ミュージアム活性化支援事業」を新たに実施し、美術館・歴史博物館に対する支援を行います。

本事業では、美術館・歴史博物館のうち、登録博物館（博物館法第2条第1項）・博物館相当施設（博物館法第29条）及び公開承認施設（文化財保護法第53条第1項ただし書に基づく施設）が中心となって実施する、以下に掲げる取組を支援することにより、地域の観光振興・地域活性化につなげることを目的とします。

①地域文化資源活用事業

- ・博物館資料を活用した地域の観光ガイド映像の作成
- ・博物館資料に基づき、地域の伝統行事を復活・

再興する事業

- ・博物館ボランティアガイドの育成
- ・その他、博物館の有する地域の文化資源を活用した事業

②地域連携強化事業

- ・MLA（博物館・図書館・公文書館）連携の促進
- ・館種（美術系、歴史系、自然科学系等）、設置者（国公私立等）を超えた博物館同士の連携促進
- ・地域の他機関（学校、官公庁、企業等）との連携促進
- ・その他、博物館を中心とした地域内・地域間の諸機関の広範な連携を促進する事業

③新規利用者層創出事業

- ・高齢者・障害者等に対する展示環境の整備

- ・外国語のパンフレット、案内板、展示パネル等の整備
- ・乳幼児に対するミュージアム・スタート・キャンペーンの試み
- ・その他、外国人、子ども、高齢者、障害者等の従来博物館に馴染みの薄かった層の利用を促進する事業

④国際交流拠点形成事業

- ・姉妹都市等の国際交流に基づく展覧会等
- ・国際的な人材交流・人材育成の促進
- ・諸外国駐在員・留学生等の活用促進
- ・その他、国際交流の拠点として博物館の存在感を増大させることに資する事業



（事業例）地域の文化資源を活用した探訪会



（事業例）外国人来館者対応

2. 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

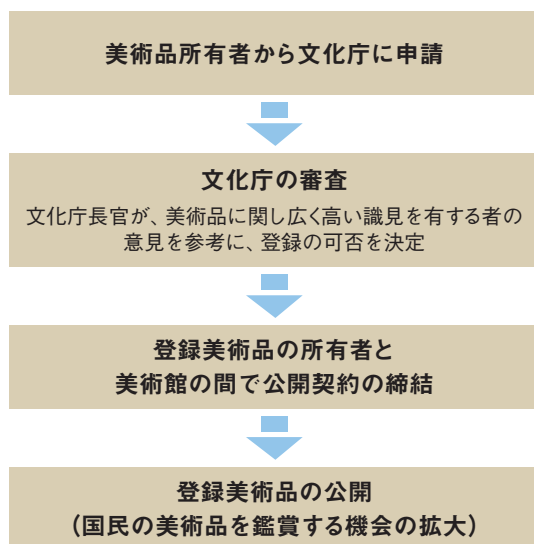
公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、文化庁では、国立美術館や国立博物館などの協力を得て、企画展示セミナー、ミュージアム・マネジメント研修、ミュージアム・エデュケーター研修（両研修とも平成23年度から実施予定）など、様々な研修会や講習会を企画・実施しています。



平成22年度美術館等運営研究協議会「博物館教育を考える」

3 登録美術品制度

<登録美術品公開までの流れ>



<登録美術品の特色>

- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開・保管される。
- 登録されても所有権は移転しない。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も多くなっています。国内には優れた美術品が数多く存在すると思われますが、それらがすべて一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録して、美術館で公開することにより、国民の美術品を鑑賞する機会が拡大することを目的としています。これまでに41件（375点）の美術品が登録されました。今後も本制度が積極的に活用されることにより、貴重な美術品が広く公開されることが望まれます。（平成23年4月1日現在）



クロード・モネ「ルエルの眺め」
(公開館：埼玉県立現代美術館)



銘 筑州住左(江雪左文字)「太刀」(国宝)
(公開館：ふくやま美術館)



国立文化施設等

1. 国立文化施設等に関する検討会

平成22年4月に内閣府の行政刷新会議により行われた事業仕分け第2弾では、国立美術館および国立文化財機構の美術品収集等について、事業規模は拡充（機動的な美術品購入等が可能となる仕組み等、適切な制度の在り方を検討。ただし国の負担を増やさない）との評価が行われました。

これを受け、文化庁では、同年9月以降、「国立文化施設等に関する検討会」を開催し、国立文化施設等4法人（国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館）の今後の望ましい運営の在り方について、有識者による議論を積極的行ってきました。

本検討会では、7回にわたり議論を深め、同年12

月に、その成果を「論点整理」としてとりまとめました。この「論点整理」では、国立文化施設等が、予算・人員削減により、使命達成や「国の顔」の機能が損なわれつつあり、存立基盤が危機的状況にあるとの認識の下、新たな法人制度の創設も視野に入れた運営の在り方の見直しについて提言されています。

今後は、行政刷新会議を中心に、政府全体で独立行政法人の制度・組織の見直しの検討が進められることから、その検討に本提言内容を適切に反映することができるよう努めるとともに、同会議とも連携しつつ、より詳細な制度設計に向けて検討を深めていくこととしています。

2. 日本芸術文化振興会（国立劇場等）

<http://www.ntj.jac.go.jp/>

独立行政法人日本芸術文化振興会は、国立劇場・国立演芸資料館（国立演芸場）、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場を運営し、伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演などの事業を行っています。このほか、広く我が国の芸術文化の振興又は普及を図るため、文化芸術活動に対して、

芸術文化振興基金による援助（助成金の交付）も行っています。また、伝統芸能や現代舞台芸術について国民に広く知ってもらうため、インターネット上に「文化デジタルライブラリー」を開設し、国立劇場各館の公演記録や収蔵資料、舞台芸術の入門教材などの情報を発信しています。

国立劇場本館・演芸資料館

昭和41年11月国立劇場本館（大・小劇場）、昭和54年3月演芸資料館（国立演芸場）が開場。我が国の伝統芸能の保存と振興を目的として、つとめて古典伝承のままの姿で公開しています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。

なお、敷地内にある伝統芸能情報館には、情報展示室や図書閲覧室、レクチャー室等の設備を備えています。



歌舞伎「寿曾我対面」



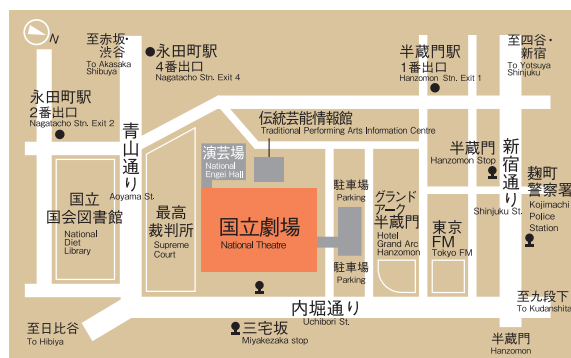
〒102-8656
東京都千代田区隼町4-1
TEL 03-3265-7411

平成23年度の公演予定

歌舞伎	5公演	123回
文楽	4公演	132回
舞踊	4公演	8回
邦楽	5公演	9回
雅楽	2公演	2回
声明	1公演	2回
民俗芸能	2公演	4回
琉球芸能	1公演	2回
大衆芸能	57公演	289回
特別企画	3公演	3回
青少年等を対象とした歌舞伎	2公演	90回
青少年等を対象とした文楽	1公演	24回

【大劇場】 1,610 席
【小劇場】 590 席
【演芸資料館】 300 席
【伝統芸能情報館】

地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅①出口より徒歩5分
地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線
「永田町」駅④出口より徒歩8分



国立能楽堂

昭和58年9月開場。能楽の普及と新しい観客層の開拓を目的として、能と狂言の公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1
TEL 03-3423-1331

平成23年度の公演予定

定例公演	20公演	20回
普及公演	11公演	11回
企画公演	19公演	20回
青少年等を対象とした能楽		
	1公演	10回

【能舞台】 627 席



能「花月」

JR中央・総武線「千駄ヶ谷駅」駅下車、徒歩5分
地下鉄大江戸線「国立競技場」駅A4出口より徒歩5分
地下鉄副都心線「北参道」駅①出口より、徒歩7分



国立文楽劇場

昭和59年4月開場。人形浄瑠璃文楽を中心に、上方芸能を保存・継承し発展させることを目的として、公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



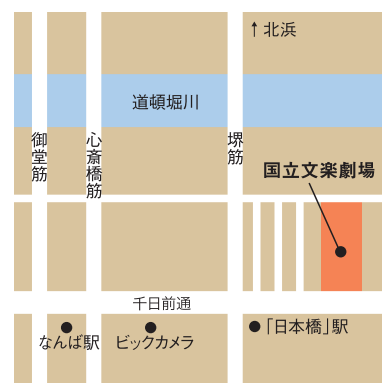
〒542-0073 大阪市中央区日本橋1-12-10
TEL 06-6212-2531

平成23年度の公演予定

文楽	4公演	187回
舞踊	1公演	2回
邦楽	1公演	1回
大衆芸能	8公演	27回
青少年等を対象とした文楽		
	1公演	28回
特別企画	2公演	2回

【文楽劇場】 753 席
【小ホール】 159 席

文楽「義経千本桜」



地下鉄堺筋線・千日前線・近鉄線
「日本橋」駅 ⑦出口より徒歩1分

国立劇場おきなわ <http://www.nt-okinawa.or.jp/>

平成16年1月開場。伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となることを目的として、組踊を中心とする沖縄伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-14-1
TEL 098-871-3311



琉球舞踊「四つ竹」

平成23年度の公演予定

定期公演	17公演	20回
企画公演	7公演	14回
研究公演	1公演	1回
青少年等を対象とした組踊		
	5公演	9回

【大劇場】 632 席
【小劇場】 255 席



バス利用の場合 勢理客(じっちゃく)
バス停下車 徒歩10分 タクシー利用
の場合 那覇空港から約30分

新国立劇場 <http://www.nntt.jac.go.jp/>

平成9年10月開場。現代舞台芸術の振興普及を図るため、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演を行うとともに、現代舞台芸術の実演家等の研修や、調査研究、資料収集等を行っています。舞台美術センターでは、舞台装置の保守・管理、資料の保存公開をおこなっています。



〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
TEL 03-5351-3011



新国立劇場オペラ「トスカ」(2002年5月)
撮影:三枝近志

平成23年度の公演予定

オペラ	11公演	53回
バレエ	6公演	36回
現代舞踊	4公演	17回
演劇	8公演	150回
青少年等を対象としたオペラ		
	2公演	12回

【オペラ劇場】1,814 席
【中劇場】1,000 席程度
【小劇場】440 席程度
【舞台美術センター】



舞台美術センター

〒288-0874
千葉県銚子市豊里台1-1044
TEL 0479-30-1048

京王新線(都営新宿線乗入)「初台」駅(中央口)より徒歩1分 お車(約860台収容の駐車場あり)山手通り、甲州街道交差点。首都高速4号線新宿ランプすぐ



3. 国立美術館

<http://www.artmuseums.go.jp/>

独立行政法人国立美術館は、芸術文化の創造と発展を目的とし、多様化する国民の興味・関心や現代美術を取り巻く状況の変化に応じた多彩な活動を展開することが求められています。このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色

を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言等を行っています。

東京国立近代美術館 <http://www.momat.go.jp/>

昭和27年我が国初の国立美術館として開館。近・現代美術に関する作品、映画フィルムその他の資料を収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

本館のほか、工芸館（昭和52年開館）、フィルムセンター（昭和45年開館）及びフィルムセンター相模原分館（昭和61年開館）を設置しています。

（本館・工芸館）

開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	10:00～20:00(入館は19:30まで)
	本館のみ、毎週金曜日実施
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日にあたる場合はその翌日)
	展示替期間 年末年始 (平成23年12月28日～平成24年1月1日)
入館者数	664千人 (平成22年度 フィルムセンター含む)
収蔵品	日本画・洋画 1,932点 水彩・素描・版画 2,659点 彫刻 451点 写真 2,096点 工芸(デザイン含む) 2,920点 その他 3,198点 計 13,256点 (平成22年度末)

本館

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL 03-3214-2561

工芸館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL 03-3211-7781

フィルムセンター

〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL 03-3561-0823

フィルムセンター相模原分館

〒252-0221 神奈川県相模原市中央区高根3-1-4
TEL 042-758-0128



美術館本館(撮影：上野則宏)



工芸館

（フィルムセンター）

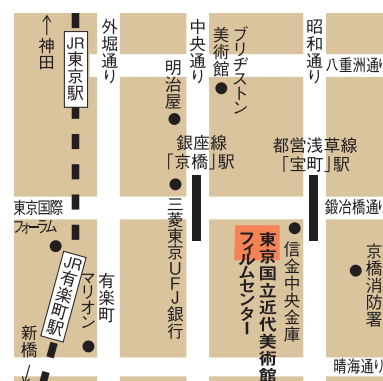
開映時間	大ホール・小ホール／ 企画ごとに1日2～3回の上映。 詳細は各企画の上映カレンダー、 チラシ等でご確認ください
開室時間	展示室／火～日 11:00～18:30 (入室は18:00まで)
休館日	毎週月曜日 上映準備期間 年末年始 (平成23年12月26日～平成24年1月5日)
収蔵品	映画フィルム 63,747本 (平成22年度末)



フィルムセンター



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、1b出口より
(本館)徒歩3分、(工芸館)徒歩8分



地下鉄銀座線「京橋」駅下車、出口1徒歩1分
都営浅草線「宝町」駅下車、出口A4徒歩1分
JR「東京」駅下車、八重洲南口徒歩10分

京都国立近代美術館

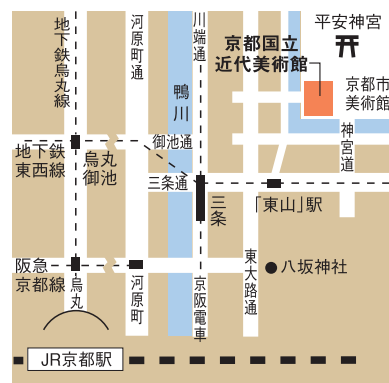
<http://www.momak.go.jp/>

国立近代美術館京都分館として昭和38年発足、42年に独立して京都国立近代美術館となり、その後、61年10月新館を開館。

近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	9:30～20:00(入館は19:30まで) 3月18日～9月2日の企画展期間中の金曜日
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 12月26日～3月末(改修工事のため)
入館者数	329千人(平成22年度)
収蔵品	日本画・洋画 1,455点 水彩・素描・版画 3,425点 彫刻 102点 写真 1,782点 工芸(デザイン含む) 2,159点 その他 883点 計 9,806点 (平成22年度末)



地下鉄東西線「東山」駅下車 徒歩10分

〒606-8344

京都市左京区岡崎門勝寺町(岡崎公園内)
TEL 075-761-4111

国立西洋美術館

<http://www.nmwa.go.jp/>

松方コレクションの返還を機に昭和34年4月設置、6月開館、54年5月新館を、平成9年12月に企画展示館を増築しました。

フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



開館時間	春の企画展開催日から秋の企画展終了日までの期間9:30～17:30 (入館は17:00まで) 上記以外の期間9:30～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	毎週金曜日 9:30～20:00(入館は19:30まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月28日～1月1日)
入館者数	573千人(平成22年度)
収蔵品	洋画 386点 水彩・素描・版画 3,980点 彫刻 101点 工芸(デザイン含む) 10点 その他 182点 計 4,659点 (平成22年度末)



JR「上野」駅下車公園口、徒歩1分
京成「京成上野」駅下車、徒歩7分
地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩8分

〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7
TEL 03-3828-5131

国立国際美術館

<http://www.nmao.go.jp/>

昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館を活用して、52年に発足。平成16年11月大阪の都心・中之島に新築移転しました。日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	毎週金曜日10:00～19:00(入館は18:30まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月28日～1月4日)
入館者数	1,253千人(平成22年度)
収蔵品	日本画・洋画 652点 水彩・素描・版画 2,957点 彫刻 328点 写真 620点 工芸(デザイン含む) 1,115点 その他 633点 計 6,305点 (平成22年度末)



京阪中之島線「渡辺橋」駅下車、徒歩約5分
地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車、徒歩約10分
地下鉄御堂筋線・京阪「淀屋橋」駅下車、徒歩約15分
JR大阪環状線・阪神「福島」駅、JR東西線「新福島」駅下車、徒歩約10分

〒530-0005
大阪市北区中之島4-2-55
TEL 06-6447-4680

国立新美術館

<http://www.nact.jp/>



〒106-8558

東京都港区六本木7-22-2

TEL 03-6812-9900

東京・六本木に国内最大級の展示スペース1万4千㎡を有する5番目の国立美術館として、平成18年7月に設置され、平成19年1月に開館しました。

特定の収蔵品を持たず、全国的な活動を行う美術団体等への展覧会会場の提供や、新しい美術の動向に焦点をあてた自主企画展及び新聞社等との共催による展覧会の開催とともに、展覧会カタログを中心とした美術に関する情報や資料の収集・公開、幅広い層を対象とした教育普及活動及び調査研究を行っています。

開館時間 企画展 10:00～18:00(入館は17:30まで)
※会期中毎週金曜日は20:00まで(入館は19:30まで)
公募展 10:00～18:00(美術団体によって異なる)

休館日 毎週火曜日(火曜日が休日にあたる場合はその翌日)
年末年始(平成23年12月20日～平成24年1月10日)

入館者数 1,807千人(平成22年度)



地下鉄千代田線「乃木坂」駅下車、6出口美術館直結 地下鉄日比谷線「六本木」駅下車、4a出口徒歩5分 都営大江戸線「六本木」駅下車、7出口徒歩4分

4. 国立文化財機構（国立博物館及び文化財研究所）

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4つの博物館から成る「独立行政法人国立博物館」と、東京文化財研究所、奈良文化財研究所の2つの研究所から成る「独立行政法人文化財研究所」の2法人を統合した、6つの施設から構成されたもので、平成19年4

月に発足しました。

本機構は、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、文化財に対する調査研究、有形文化財の収集・保管、展示活動等の事業を行っています。

東京国立博物館 <http://www.tnm.jp/>

明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

我が国の総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。



〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号
TEL 03-3822-1111

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで) 4月～12月の特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館(入館は19:30まで) 4月～9月の土曜、日曜、祝日、振替休日は18:00まで開館(入館は17:30まで)																
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)、年末年始(12月26日～1月1日) ※建物の改修のため、一部展示館を閉館しています。																
入館者数	1,082千人(平成22年度)																
収蔵品	<table> <tr> <td>絵画</td><td>11,501件</td></tr> <tr> <td>書籍・典籍・古文書</td><td>2,200件</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>1,242件</td></tr> <tr> <td>考古</td><td>28,686件</td></tr> <tr> <td>工芸</td><td>30,263件</td></tr> <tr> <td>東洋美術・考古</td><td>14,828件</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>27,264件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>115,984件 (平成22年度末)</td></tr> </table>	絵画	11,501件	書籍・典籍・古文書	2,200件	彫刻	1,242件	考古	28,686件	工芸	30,263件	東洋美術・考古	14,828件	その他	27,264件	計	115,984件 (平成22年度末)
絵画	11,501件																
書籍・典籍・古文書	2,200件																
彫刻	1,242件																
考古	28,686件																
工芸	30,263件																
東洋美術・考古	14,828件																
その他	27,264件																
計	115,984件 (平成22年度末)																



JR「上野」駅下車、徒歩10分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分
地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分

京都国立博物館 <http://www.kyohaku.go.jp/>

明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。



〒605-0931 京都市東山区茶屋町527
TEL 075-541-1151

※平常展示館建替工事にともない、当分の間平常展を休止しております。

特別展覧会期間中のみ開館する予定です。

開館時間 特別展開催期間中のみ開館
9:30～18:00(入館は17:30まで)

夜間開館 特別展開催期間中のみ
毎週金曜日は20:00まで開館(入館は19:30まで)

休館日 特別展が開催されていない期間は全館休館といたします。
(特別展開催中の休館日)
月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)、年末年始

入館者数 331千人(平成22年度)

収蔵品

絵画	3,983件
書籍・典籍・古文書	2,262件
彫刻	390件
考古	1,105件
工芸	4,476件
その他	373件
計	12,589件 (平成22年度末)

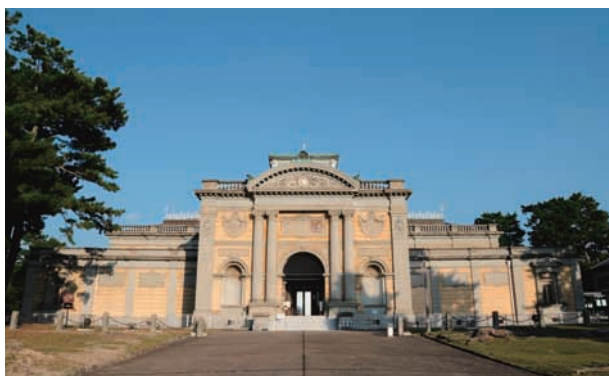


京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分 JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2バスのりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂前」下車、徒歩すぐ

奈良国立博物館 <http://www.narahaku.go.jp/>

明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。

仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。そのほか、文化財の修理を行うため、文化財保存修理所を設置しています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする平常展のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。



〒630-8213 奈良市登大路町50番地
TEL 0742-22-7771

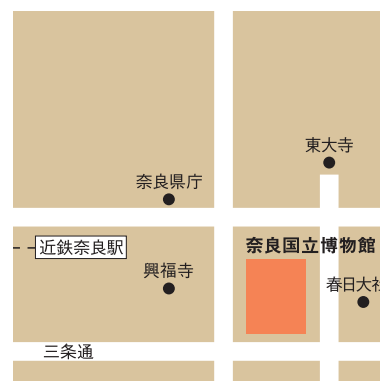
開館時間 9:30～17:00(入館は16:30まで)
4月最終から10月最終までの毎週金曜日、1月第4土曜日、2月3日、3月12日、8月1日～15日(月曜日を除く)、12月17日は19:00まで開館(入館は18:30まで)
7月16日～31日、8月16日～28日(金曜日を除く)、3月1日～14日(12日を除く)は18:00まで開館(入館は17:30まで)

休館日 2月8日～14日は21:00まで開館(入館は20:30まで)
月曜日(休日の場合はその翌日。連休の場合は終了後の翌日)、1月1日

入館者数 650千人(平成22年度)

収蔵品

絵画	866件
書籍・典籍・古文書	445件
彫刻	503件
考古	961件
工芸	858件
その他	141件
計	3,774件 (平成22年度末)



近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分
奈良交通バス 市内循環外回り「氷室神社・国立博物館」下車すぐ

九州国立博物館 <http://www.kyuhaku.jp/>

平成17年10月に国立博物館として約1世紀ぶりに開館しました。国際社会におけるアジアの位置づけが重要性を増している中、アジア諸国との相互理解を深めるために「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しいコンセプトをもって設置され、開館以降、多くの皆さまにご来館いただいています。

今後も21世紀に相応しい国立博物館として、美術・歴史・考古資料等の収蔵・展示をはじめ、教育普及や博物館科学の充実に努め、広く国際社会・地域社会に開かれた「生きている博物館」として歩み続けていきます。

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)		
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌日休館)		
入館者数	818千人(平成22年度)		
収蔵品	絵画	286件	
	書籍・典籍・古文書	158件	
	彫刻	43件	
	考古	142件	
	工芸	892件	
	その他	176件	
	計	1,697件	(平成22年度末)



〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2
TEL 092-918-2807

- 車 九州自動車道利用
太宰府ICまたは筑紫野ICから太宰府天満宮方面へ(約20分)
- 鉄道 西鉄利用：福岡(天神)駅から二日市駅で太宰府線に乗り換え、太宰府駅下車、徒歩(10分)
JR利用：博多駅から鹿児島本線で二日市駅下車、JR二日市駅から西鉄二日市駅(徒歩約12分、バス約5分)、西鉄二日市駅からは太宰府線利用
- 飛行機 福岡空港からタクシー(約30分)または、地下鉄福岡空港駅から天神駅で乗り換え、上記鉄道のとおり



東京文化財研究所 <http://www.tobunken.go.jp/>

有形文化財、無形文化財などを中心に、基礎的な調査研究から科学技術を活用した先端的手法による研究まで行い、成果を公表・活用するとともに、保存・修復に関する我が国の国際協力拠点としての役割を担っています。

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
TEL 03-3823-2241



壁画の状態調査(インド、アジャンター第2窟右祠堂)

JR「上野」駅、「鶯谷」駅下車、徒歩10分 地下鉄銀座線・日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分 京成「京成上野」駅下車、徒歩20分 地下鉄千代田線「根津」駅下車、徒歩15分



奈良文化財研究所 <http://www.nabunken.go.jp/>

貴重な文化財を実物に即して総合的に研究する組織です。平城宮跡や藤原宮跡の発掘調査をはじめ、建造物、古文書などの個々の文化財の調査研究、そして飛鳥保存のための調査研究と展示普及などをおこなっています。

〒630-8577 奈良県奈良市二条町 2-9-1
TEL 0742-30-6733



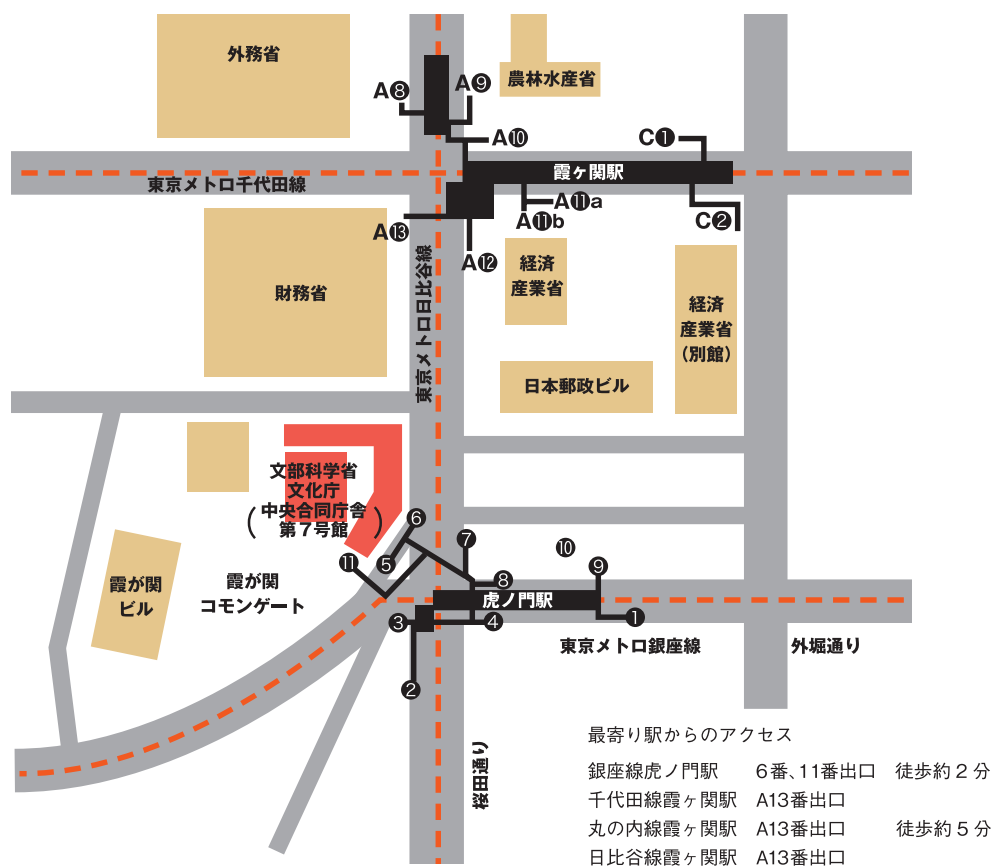
平城第466次発掘調査(平城宮東方官衙地区)の現地説明会

近鉄「大和西大寺」駅下車、徒歩10分



MEMO

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings present.



平成23年度 我が国の文化政策

発行日 平成23年6月 第1刷発行

監修・発行 文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111(代)

<http://www.bunka.go.jp/>



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

